

## 平成 19 年第 9 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
企 画 課 長	竹 内 規 悦	財 政 課 長	森 鉄 也
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良
健 康 推 進 課 長	三 浦 美 江 子	すくすく子育て支援課長	須 藤 金 悦
農 林 課 長	阿 部 誠 一	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二
商 工 課 長	森 孝 良	都 市 整 備 課 長	佐々木 義 明
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

平成19年12月10日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、2番佐々木正勝議員の一般質問を許します。2番佐々木正勝議員。

【2番(佐々木正勝君)登壇】

2番(佐々木正勝君) おはようございます。質問に入る前に誤字がありますので、訂正を願いたいと思います。初めに、1ページ目の上から2行目と10行目、「敵地」の「敵」が間違っております。しんによろですのでお願いいたします。それから、2ページ目の中ほど下に「次の5点」とありますけれども、実際は6点となりますので、何とかお願いを申し上げたい、かように思います。

それでは、私から質問をさせていただきます。大きく分けて2点に絞っております。

初めに、工業団地の確保についてであります。これについては、にかほ市議会の9月定例のさなかに新聞報道された内容をもとに質問をさせていただきます。

9月20日付の秋田魁新聞によりますと、県は、県内25の市町村を対象に工業団地の適地調査を始めましたとあります。新聞報道によりますと、一 若干文面を外れますけれども、今後、工業を地方に分散させつつ拠点化する企業がふえてきており、こうした動きに対応するために、候補地を事前に探すんだという内容であります。現在、本荘工業団地25ヘクタールがTDKへ分譲される中、今、県内でまとまって残っているのが横手工業団地のみとなっております。ほとんど県内が虫食い状態の状況であります。それで文面に戻ります、一 このような状況下の中で、交通アクセスや電力、工業用水などの基盤整備の状況、それから地域の労働力、供給能力など48項目を調べまして、来年2月ころまでに約100ヘクタールほどの土地を探すという内容であります。このような工業団地は、にかほ市におきましても大変有意義であり、ぜひ誘致してほしいものと考えておりますが、その点について市長はどのように考えておられるのか、伺うものでございます。

また、それと同様に、この条件に当てはまるような候補地があるのか。あるとすれば、なかなか答弁に苦しむかもわかりませんが、あるとすれば、若干なりとも伺えれば幸いと思っております。

それで、県では、企業立地の専門家の意見を聞くなどしまして、調査結果を見て判断するということであります。県内候補地を1カ所もしくは2カ所が必要と考えておりますが、現時点でにかほ市への誘致見通しについては、若干どうあるのか伺っておきたいと思っております。

それに関連しまして、公営企業管理者に伺うものでございますが、県の工業団地の調査項目の中で、いわゆる48項目の中で、給水に関する項目があります。私は、この給水については非常に大きなウエートを占めると思っております。ここに私、「100ヘクタールもの大規模な工業団地」と記載しておりますが、県内で100ヘクタールと理解してもらえばいいんじゃないかなと思う思います。大変失礼ですけれども、相当の水を使用するものと考えます。旧金浦時代であれば、とても考えられないことですが、合併してにかほ市となった今日、対応できるのかどうか、これも伺うものでございます。

次に、地球温暖化対策に係る市町村実行計画の進捗状況について伺うものでございます。これについては、昨年の12月定例でこの実行計画について質問したところ、進捗がほとんどゼロのような状況でありまして、1年経過しましたので、今だったらもう大丈夫だろうという形の中で質問させていただきます。

それで、平成10年に、法律で、地球温暖化対策推進法を制定し、市町村に実行計画策定を義務づけ、第1期計画を平成12年度から5カ年の平成16年までとしております。しかし、地方分権一括法が施行され、市町村合併が議論される中、また、事務内容の見直しにより、計画策定が進まずに後回しになっている状況であります。

県は、第2期計画を、平成17年度を基準年度と定め、平成18年1月に、市町村担当者説明会を開催し、計画策定マニュアル等を示し、平成18年度中に実行計画策定を実施するよう求めました。平成19年度から5カ年を実行計画期間として、日ごろから市民に環境に対する理解を高めるために計画内容・実施状況を、法律第21条により公表することを義務づけされております。温暖化対策はまさに緊急の課題であり、事業者、行政が一体となった対策を進めなければならない課題であります。指導目標としては、実行計画の策定が平成18年3月末となっており、にかほ市にとりましては、1年おくれの実行計画となりますが、現段階での市の策定状況について、次の6点について伺うものであります。

1つ、事前準備としての事務局の設置はどこなのか、また、組織構成はどうなっているのかということですが。

2番目として、計画内容の検討として基準年度－いわゆる策定年度です－及び実行計画期についてであります。

3つ目に、基礎的な調査として現況把握調査はどうなったのか。これは温室効果ガスの総排出量についてであります。この点については、後でまた伺うものでありますけれども。

それと、対象とする温室効果ガスの削減・目標数値設定については、さきの定例の市長報告の中

で7%という答弁をいただいておりますけれども、あえて何うものでございます。

また、計画原案の説明時期及び公表方法の検討によって目安とされる公表の時期及び今後のスケジュールについても、平成20年の4月から実行計画間の5ヵ年、24年までとする、これも答弁いただいておりますけれども、あえてここで伺わせていただきます。

6つ目に、BDF、いわゆるバイオディーゼルフューエルの現状の把握と目標設定については、現在どうなっているのか。

以上6点について、現在の進捗状況を伺うものであります。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは佐々木正勝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、工業団地の確保についてでございます。工業団地の確保につきましては、企業誘致の促進はもとよりでございますが、地元企業の事業拡大への対応など、これらの用地の確保を含めて、県の工業団地の設置について機会あるたびに、知事、あるいは関係部局に、本市への誘致をお願いしてきたところでございます。また、担当課へも、県の誘致企業室との連携を密にするよう指示いたしまして、このたびの調査以前候補地を提案するなど、積極的な取り組みを展開してきたところでございます。

今回の県による大規模工業団地の候補地調査でございますが、県は、新たな自動車産業の参入などに向けた受け皿となる工業団地と位置づけているようでございます。本市では、高速道路や既存企業とのアクセス、将来の土地利用計画を考慮の上、2ヵ所の候補地を提案しておりますが、現段階では、候補地の場所は、場所の公表は何とか控えさせていただきたいと思っております。

なお、県の担当課の説明では、県全体で20ヵ所ほどの候補地が提案されていると伺っております。現在、県では、委託したコンサルタント業者、これがそれぞれの工業団地の現地調査を行いまして、年明けには候補地の決定に向けた協議を進めたいということでございますので、今後とも県に対してさらに働きかけをしまいたいと、そのように考えているところでございます。

次に、地球温暖化に係る市町村実行計画についてでございます。この市町村実行計画の策定は、一地方公共団体として、いわば一つの事業所として取り組んでいかなければなりませんけれども、策定に当たっては、燃料などの使用量や温室効果ガス排出量の現状を把握し、計画期間と目標を定め、その削減に向けての対策、具体的な措置の内容を計画書に盛り込むことになっております。

まず、事前準備の事務局としては、財政課を中心に金浦、仁賀保庁舎の各サービスセンター総務班と検討・協議をしながら、現在策定作業を進めております。

次に、計画内容の検討としてでございますけれども、基準年度及び実行計画については、本市の場合、象潟、金浦、仁賀保3庁舎のほか出先の施設が多数あるため、計画の対象とする範囲をとりあえず3庁舎とし、平成18年度を基準に平成20年度から24年度までの5ヵ年を計画期間と定め、策定をすることとしているところでございます。

なお、計画の基本は、3庁舎からスタートいたしますが、地球温暖化防止に向けての対策は、全

町挙げて取り組んでいかなければならないため、5年の計画期間内には、教育委員会を初め、市のすべての施設を対象として計画を推進してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、基礎的な調査としての現況把握でございますが、既に平成18年度決算に基づいて、3庁舎の電気、ガス、水道及びすべての庁用車の燃料使用量を調査済みでございます。それに基づいて換算いたしますと、温室効果ガスである二酸化炭素の年間総排出量は、現在68万3,473キログラムと確認をしております。

これらの状況に基づき、去る11月9日には、各庁舎をそれぞれ管理している財政課、金浦、仁賀保の各サービスセンター、そして環境関係の担当課である生活環境課の職員による策定に向けての検討会議を開催しております。この会議では、県の地球温暖化防止活動推進員の指導、助言を得ながらデータを分析し、計画策定の内容と削減に向けての具体的な対策について協議をしております。

次に、対象とする温室効果ガスの削減目標数値の設定でございますが、平成18年度を基準として、平成20年から24年の計画期間内に7%、ですから、7%掛けますと4万7,800キログラムの削減を目指しておりますが、策定しても計画倒れにならないよう、体制づくりが重要であると考えているところでございます。現在、計画の素案はほぼまとまっておりますが、細かい数値の設定や計画期間の具体的な対策、策定後の推進体制を検討中でございます。

次に、計画原案の説明時期及び公表の時期、そして今後のスケジュールでございますが、来年2月までには計画書をまとめ上げ、完成後は直ちに職員への周知、説明をし、3月までには市の広報並びにホームページに掲載して公表をしてみたいと考えているところでございます。

次に、BDFの現状把握と目標設定についてでございますが、にかほ市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、住民の各世帯から排出される廃棄物を計画的に回収し、処分を行っているところでございます。本市では、今年度より地球温暖化防止対策として、温室効果ガス排出の削減及び循環型社会の形成、ごみ排出量削減対策を目的に、市内の各家庭から排出される植物性廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として活用するBDF事業を、広報等で市民に広く呼びかけを行ってまいりました。そして8月より、市役所各庁舎の玄関に回収ボックスを設置し、月1回の回収を行ってきたところでございます。

なお、町内会の申し出によりまして、1集落の協力を得て、仁賀保地区のほうにも月1回収ボックスを設置しております。

回収の状況でございますが、てんぷら油を使用する季節的なものもございまして、11月1ヵ月の実績では、残念ながら40リットルの回収でございました。今後、さらに地球温暖化対策とごみ排出量削減の目的の趣旨を御理解いただけるように、「市政だより」や「生活環境情報」、ホームページ等さまざまな宣伝媒体を活用しながら、あるいは消費者の会、女性の会、各種団体等への協力を求めて、促進活動を展開してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

そこで、BDF事業の目標設定でございますが、当面、1ヵ月300リットル、これを目標にしたいと考えているところでございます。

なお、事業系の植物性廃食用油の回収については、処理業者が回収しておりますが、1ヵ月当た

り1,500リットル前後の量が回収されております。そしてBDFに精製して、自社のバイオディーゼル燃料として活用していると、そのように伺っております。

こうした取り組みについては、今後さらに輪を広げながら、職員の地球温暖化対策に係る意識も高めながら、市民に広く周知してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） おはようございます。それでは、工業団地に要する給水についての御質問にお答えいたします。

にかほ市水道事業設置等に関する条例における計画1日最大給水量は2万2,780立方メートルです。これは、にかほ市上水道において1日に給水できる最大量を示すものであります。これに対する実績の1日最大給水量は、近年最も多い平成12年度が、1万9,869立方メートル。直近の平成18年度が1万7,833立方メートルとなっております。これは計画に対して平成12年度が87.2%、平成18年度が78.5%の使用率となります。また、過去10カ年の平均使用率が80.3%となり、決して余裕があるという状況ではありません。

水道事業として安定給水を行うことは、最大給水量を確保する必要があります。このため、御質問の工業団地のためというわけではありませんが、平成18年度において、にかほ市水道施設全体計画作成業務に取り組み、これに基づき新たな水源を求めて、平成20年度より調査を行う計画をしております。

今回の工業団地は100ヘクタールと大規模なものであり、必要とされる工業用水も把握できる状況ではありませんが、工場などの申請があった場合、水道などインフラ整備は大変重要なことだと考えております。このことから、当然のことですが、今後の新規水源開発など、将来の設備投資に対しましては、工業団地など新たな水需要も視野に入れた計画をもって取り組む考えであります。

しかし、これだけの大規模な工業団地に対する工業用水の確保は簡単なことではございません。具体的な計画が明らかになった場合は、水道事業単独で対応することは極めて厳しいものであり、にかほ市全体で取り組むべき課題だと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 2番、佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 大変御丁寧なる答弁、ありがとうございます。

ただ、今の工業団地のこれについては、まだ決まっておりませんので、ここでとやかく質問するのも何だかと思えますけれども、ただ、若干の気になる点を二、三カ所聞きたいと思えます。

この48項目、項目を見ますと、面積規模、全体計画で、県内で20カ所という答弁がありましたけれども、じゃにかほ市としてはどのぐらいの面積を準備できる — というような言葉は変ですけども、どのぐらいの用地をできるのか。

それと、今の段階で、金浦町は、さきのことしの春先に都市計画区域拡大がありまして、まだ受理されておられませんけれども、象潟、仁賀保まだですけども、今、市長が、まあ場所は言えませんが、その場所に当たるものがすべて都市計画内であるのか。だとすれば、その計画面積の何分の一は、まあ、都市計画であって、何分の一は農地転用しなければならない面積があるとか、

そういうのは若干おしゃべりはできる、答弁はできるだろうと思います。

それと、今、企業管理者から給水について、20年度もしくは18年度の策定から20年度調査あると思いますけれども、ここで48項目のうち、ここにまずこの1点、もし来たとした場合、30ヘクタールでもいいんですが、来たとした場合、ここで問題になるのが給水以上に排水だと思うんですよ。この排水をどうするのか。いわゆる県から調査来た時点で28項目について県に提出したはずとなれば、その状態で若干の排水も若干考えられます。近隣の住民もろもろあります。大変大きな面積です。今の段階でもし考えているとすれば、まず伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） その面積規模ですけれども、100ヘクタール以上という県の調査項目でありますので、100ヘクタール以上を見込んでおります。

それから、都市計画区域外ということに場所はなつて — まあ考えているというか、都市計画区域外です。それで、農地転用とかいろいろありますけれども、それぞれその地域は工業団地に適しているというようなことで申請をしているところであります。

それから、排水についてですが、排水につきましては、公共下水道とかそういうものもありますので、それは可能というようなことで提案をしているところであります。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） この点については、これで十分わかりました。

それで市町村実行計画、いわゆる温室効果ガスについて若干伺いたい。

市長の答弁で、私、項目別々詳しく質問しておりますけれども、市長の答弁で事前準備としての事務所の設置は財政なんだと。それと加えて、いわゆるそれに対する組織構成というのは、財政プラス各サービスセンターでという答弁でしたけれども、昨年12月定例の実行計画策定に關しての質問事項に、市民部長が再度答弁されておりますが、別に悪いとは言わないですよ。それとあわせて、今回はいわゆる財政だと。それとあわせてBDF、このBDFは、これについて言えば市民部の環境衛生係がいわゆる窓口になっていますよね、BDFは。ですから、じゃ今の実行計画は、温室ガスの実行計画は財政でやって、いわゆる窓口でやって、プラス市民センターでやって、BDFは市民部の環境、まあ衛生係でやる、これ窓口2つと考えるといいんですか。そういう形でとらえてもいいんでしょうか。いわゆるにかほ市の広報には、BDFは市民部でやっていますよな、市民部の環境衛生係やっていますな。ですから、今の説明では窓口2つになるような感じですがけれども。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） お答えします。

実行計画については、先ほど市長の答弁の中にありましたけれども、一つの事業所としてのかほ市役所、こういう形でまとめ上げる計画書でございますので、管財が所属する総務部のほうで集中的に取りまとめ事務局となって、今計画を取りまとめしているところでございます。BDFに關しては、広く市民に呼びかけるという立場の形でございますので、市民部の生活環境課のほうで窓口となって今進めている、こういう形でございます。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） ということは、同じ温室効果ガスの中でも、まず事業所として事業所一つとしてやっていくんですから、別に差し支えないという一 ですよ。はい、そうであればそれで結構です。

それと、財政と各サービスセンターでやっていくと、そうすると18年度の決算の中で総排出量が出た。じゃ、これから平成20年の4月から実行していく計画の中で、その組織構成の中で月々定期的な点検というのはどういう運びになるんですか。今わかる範囲で、わかれば。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほども市民部長のほうからお話ありましたけれども、市町村実行計画は、にかほ市の庁舎における温室効果ガス対策ということで進めております。今後の取り組みとしては、財政課の管財のほうで、これから実効性のある、計画倒れにならない形でのものを、これから各部署とそれぞれ協議しながら進めていくわけですが、今、正式な決定はまだ見てはおりませんが、各担当に推進員というふうな立場の職員を配置しながら、その中で定期的な情報を収集しながら目標達成に向けて進めるというふうな考え方で、今その計画書づくりを進めているという状況でございます。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） これに関連して、今、市長の答弁で、18年度を基準年度として大体68万3,000何がしという温室効果ガスという、そしてこの7%に向けて削減すると。この7%というのは、これは各市町村、別に多いとか少ないとか言うわけでございませぬ。独自の市の目標が7%あればいいし、本荘市であれば10だろうが5だろうが、これは構わない。にかほ市の7%であればそれで結構だと思うんですけれども、ただ、せんだっての「にかほ広報」にも出ました。いわゆるBDFの下の方に。「BDF、いわゆる温室効果ガスとは何ぞや」。我々はこうやって議論していくうちに、温室効果というのはわかります。それから温室効果ガスとは何ぞやというのも、我々こうやって協議していればわかります。温室効果ガス、いわゆる二酸化炭素ですよ。二酸化炭素イコール電力、それから石油類、一般廃棄物、それからガスも含めまして、その二酸化炭素のこの温室ガスの90%以上が二酸化炭素で占めるんですよ。私も質問する以上は、それなりの勉強してきたつもりでありますけれども、ただし、我々が今ここで温室効果、温室効果と言ってもなかなかわかりづらいと思うんですよ。

そこで、若干調べたことを若干話ししてから別の質問に入りますけれども、この温室効果というのは、地球から放射する赤外線を吸収しまして、地球を温室のように温めている、これを簡単に言えば温室効果というんですけれども、その効果が乱れる、地球からガスが多くなればなるほどこの効果が乱れて、いわゆる水の害、台風とか大雨、簡単に言えばそういう状況になると思うんですよ。それで、今私が一番ここでお話したいのは、じゃ4月から実施するんだと、そうですね、4月から実施。2月まで計画をまとめて、3月にホームページ、もろもろで公表して、4月から5カ年で実施していくんだと。じゃ、これは我々はわかる、事業として。我々議会議員もわかる。じゃ、市民に、これからBDF含めまして、どのように求めていくかということなんですよ。

つまり、私が調べた中では、東京のアメダスとにかほ市、いわゆる象潟のアメダスの平均気温、年間気温の平均気温の冬場と夏場は違いますけれども、その比率を計算して家庭でできる省エネ方法、いわゆる温室効果ガス、イコール省エネと思っています、私は。ですから、家庭でできるアメダスから計算した、アメダスからその比率計算した、例えば冬場でいけば0.44 という比率を使うそうですけれども、それから夏場は1.53 という比率を乗じて計算して、それで家庭でできる省エネ方法ってあるそうなんですよ。何項目もあるんですよ。それは現在、今象潟のアメダス、当然統計に載っておりますから、載っていますから出ております。そういう中で、これからその項目から、じゃ家庭でできる省エネ方法というものを市民のほうにやっていかなければ、市民に何を求めるか。市民に温室効果と言っても詳しくわからない。わからないから、そういうアメダスから追っていけば、大体30項目に省エネ行動効果とありますよな、あるんですよ。それを年間1軒が、1世帯で約3万5,000円省エネができるんですよ、この方法で計算すれば。3万5,000円。

なぜこういうことを言うかといいますと、これは前に去年の12月定例でお話ししました。これは金浦町の省エネビジョンの作成した図面です。これにすべて内容がアメダスの計算方法、それから省エネ、年間1世帯当たりできる省エネの効果方法、我々が、市民ができる方向づけというのがここに載っております。0.44、1.53という数字も載っております。詳しく載っております。多分金浦庁舎に行けば残部がまだ若干あると思いますけれども、もし、できればこういうものを参考にしまして、市民に省エネ効果 — 温室効果といっても無理ですから、省エネ効果イコールむだ遣いをしないためにも、そういう形で進めていくべきと、私は考えるんですけれども、最後にその辺の見解のほどをお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 温室効果ガスについては、どういう影響が出るのか、広く市民の皆さんにも説明を引き続き行ってまいりたいと思います。菊地衛議員からも質問ありますけれども、そういうチェックする「エコ家計簿」というものもございます。ですから、そういうことも含めて、これは家計にも大きな影響を与えることになりますから、そういうことも含めて、これから温室効果ガスがどういう弊害をもたらすのか、広く市民に周知して、協力をもらえるような形のものも、これからつくり上げていきたいと思っております。

【2番（佐々木正勝君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで2番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

次に、10番加藤照美議員の一般質問を許します。10番加藤照美君議員。

【10番（加藤照美君）登壇】

10番（加藤照美君） それでは、さきに通告しておきました6項目について質問させていただきます。

まず最初に、農業経営の安定化対策についてであります。

国では、農政の大転換ということで、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策を内容とする経営所得安定対策大綱を、戦後最大の農政改革として導入し、本年度から取り組んでおります。

品目横断的経営安定対策では、担い手に支援を集中し、規模拡大を進めるのが目的でありましたが、初年度から米価が大幅に下落し、ならしと呼ばれる収入影響緩和対策の限界が早くも露呈し、「経営不安定対策」とまで言う人がおります。

米価下落の要因として、生産調整に参加しない農家の過剰作付であると言われております。にかほ市には生産調整に参加しない農家はどのくらいいて、面積はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

それから、このような農家に対して、今後どのような指導をしていくつもりか、あるいは、米価下落に伴い、農家に対して市独自の支援策を考えているのかどうか、また、ほとんどの集落営農組織が米価下落で採算割れが見込まれ、赤字決算になる可能性が強いと予想しております。その対策として何か考えているのかどうかお伺いいたします。

次に、火災報知機の設置についてであります。

平成 16 年に改正されました消防法により、平成 18 年 6 月 1 日以降に建てられる住宅、あるいは既存の住宅については、平成 23 年 5 月までに住宅用火災報知機を設置しなければならないことになっております。もちろん、火災は起こさないようにすることが一番ではありますが、住民の高齢化ということを考えますと、早急に設置すべきと考えます。当然、市営住宅につきましては、市がこれを設置しなければならないわけですが、これについて取りつけが必要な戸数と経費はどのくらいかかるのか、国からの財政補助的な制度はどのようになっているのか、そしてどのような計画で設置していくお考えか、お伺いします。

そしてまた、この改正は、にかほ市全体に当てはまりますので、一般住宅に対しての周知の方法、補助制度等についてのお考えもお伺いいたします。

次に、道路サポーター制度の活用についてであります。

市内の自治会や企業、ボランティア団体等と協定を結び、道路の損傷情報の提供や軽微な補修、清掃活動などを行う道路サポーター制度を活用することについての質問をいたします。

市道のちょっとした補修など、道路サポーターに委託することで道路の維持、補修費用を節減し、市民の道路を大切にす気持ちははぐくもうとするものであります。かつて財政に余裕のあった時代には、市民の苦情にすぐ対応した時代もありましたが、地方財政はさらに苦しくなっていくことが確実ですので、こうした制度を活用することについてのお考えをお聞きいたします。

次に、除雪サービスについてであります。

その年によって多い少ないはありますが、雪国にとって冬の最大の悩みは除雪の問題であります。我々大人にとっても大変な労力を要するもので、老人家庭やひとり暮らし、身障者にとっては苦痛以外の何物でもないと思います。除雪後の道路わきの雪、玄関前の除雪、屋根の雪おろしなどを、行政サービスの一環として行うことは理想ではありますが、対象を高齢者、あるいは身障者家庭に限定するとしても、これもまた不可能に近いと思います。

そこで、行政はボランティアを募集し、その方々を老人家庭や身障者家庭に張りつけをし、冬期間を通じて受け持ち宅の除雪に当たってもらうということです。ボランティアは奉仕、あるいは無償が原則ではあるとは思いますが、時代の変化とともに理念も変化しておりますので、一冬幾らか

の手当を差し上げるとか、保険等に加入させてあげるとか、そういった有償ボランティアによる除雪サービス制を導入することについて、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、空き家の活用対策についてであります。

田舎暮らしを希望する都市住民の移住を支援して、人口定住化を図っていくため、空き家情報活用制度を導入しているところがあります。市内の賃貸、売却に適した空き家の情報をホームページに載せて、賃借や購入したい人にホームページから申し込んでもらうというものであります。

そこで、市内の空き家の実態を把握しているのかどうか、空き家を活用するといってもその実態がわからなければ活用もできませんので、市内に空き家が何軒あり、どこに、あるいは面積は幾らで、利用が可能なのかどうか把握してありましたらお願いいたします。

次に、空き家を活用することに行政が取り組む意思があるのかどうかもお伺いいたします。

最後に、県の支援対策事業（新規）についてであります。

県では、ことし8月下旬の豪雨により、被災した農地等の速やかな復旧と農業経営の再開を総合的に支援するため、秋田県農業経営等復旧・再開支援対策事業を新設しました。そこで、市長の見解をお聞きします。この支援内容を見ますと、土砂等が堆積し、機械刈りができない稲を手刈りして処分しなければ支援対象とはならないとあります。我々農家にしてみれば、1粒でも収穫したいという気持ちを逆なでした内容となっていますが、内容等県に問い合わせ、納得した上で農家に指導しているのかどうか、そしてまた、この支援対策の対象農家数と面積、手刈りした面積と廃棄処分した量を、わかりましたらお知らせください。

以上、よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁に入りますけれども、その前に若干休憩します。

午前 10 時 47 分 休 憩

午前 10 時 59 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの 10 番加藤照美議員の一般質問に対する答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、加藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、生産調整に参加しない農家数とその面積、今後の対応についてでございます。

米穀の需給及び価格の安定を図るために、農協などの生産出荷団体が作成している生産調整方針に、にかほ市の農業者は全員参加しております。そして、にかほ市水田農業推進協議会において徹底したルールに基づき、農協等の生産出荷団体により、農業者に対して水稻作付及び生産調整の数量目標が配分されておりますことは御承知のとおりでございます。個々の生産調整の作成については、一律ではございませんが、本年度もにかほ市全体では、全員が生産調整に参加して達成していることとなります。

なお、農業者間の生産調整の過不足については、各農協総合支店内で受委託の互助制度を実施しておりまして、金銭で平準化を図っているところでございます。

今後、生産調整に参加しない農家が出てきた場合でございますが、にかほ市水田農業推進協議会を主体に、関係機関と連携を図りながら指導を行う体制をとってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、米価下落に対する農家と集落営農への支援策としての御質問でございますが、米価の下落支援については、品目横断的経営安定対策において、担い手は収入減少影響緩和対策で生産者の抛出が25%あるものの、90%が補てんされる仕組みとなっております。県のほうに確認したところ、19年産米については、対象となる可能性が高いと伺っておりますので、対象となった場合には集落営農、認定農業者それぞれがJAを通して国に申請することになります。なお、その場合、補てん金の支払いは平成20年7月以降となります。

また、非担い手についてでございますが、にかほ市水田農業推進協議会では、非担い手の場合、抛出金の納付がないものの、21年度まで補てん額は漸減していきますけれども、稲作構造改革交付金で、米価下落時に下落分の5割、10アール当たり上限3,000円を補てんすることとしております。国から示された基準価格を下回った場合、平成20年1月末まで出荷されたものについては、年度内に産地づくり交付金と合わせて交付することとしております。

以上のことから、現段階で米価下落に対する市独自の支援策を検討しておりませんが、引き続きこれまで市として単独事業でやっております肥料の購入、あるいは農薬の購入、あるいは転作の種子代の購入に対する支援などは引き続き行ってまいりたいと思っております。

ただ、これからいろいろ農家の皆さんと情報交換をしなければなりませんけれども、来年度の経営につなげるための資金借り入れ、そういうことが出てくれば、JAのほうと相談をしながら利子補給、こういうことも検討していかなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、いずれにしましても、品目横断的経営安定対策における米価下落時のメリットを活用するためにも、今後とも集落営農への参画を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、空き家の活用対策についてでございますが、にかほ市の人口は、平成17年の国勢調査で2万8,972人、将来人口といたしましては、平成23年には2万7,535人、平成28年には2万6,024人と推計をされているところでございます。人口の減に歯どめをかけるためには、魅力あるまちづくりや産業集積等を生かした競争力のある産業、独創的な新産業を創出して、雇用環境の改善を図ることが必要でございますが、なかなか一朝一夕ではいけないという課題もございます。

また、農村地域では、高齢化や農業者の後継者不足から、耕作放棄地や集落機能の低下が大きな課題となっております。また、一方、国民の価値観が多様化する中で、都市住民を中心にゆとりや安らぎを求める傾向が強まっております。また、農業・農村体験や交流、農村への移住など、グリーン・ツーリズムを含めた農業・農村への関心も高まっている現状でございます。現在、市でも都市農村交流、農業体験事業として浅草と交流を続けておりますけれども、実際に、親子でキャベツやブロッコリーの苗を植えて農業体験をしております。そして、秋には収穫したものを体験した親子に送り、大変喜ばれており、今後とも農業・農村の魅力都市住民に広く紹介していきたいと考

えております。

さて、団塊世代の定年退職が既に始まっておりますが、社会経験が豊富で技能もある熟年の新住民を県内外から迎え入れて、地域の活性化を進めることも一つの大きな起爆剤になるものと考えております。そのためにも、それぞれのニーズに合った受け入れ態勢を構築して、情報を提供していかなければなりません。また、団塊の世代に限らず、将来にわたって定住を望んでいる方のために、市内の空き家や宅地は活用できないのか、農地や就業環境はどうなのか、定住する条件を選択できるような情報の収集、これが必要になってまいります。

このようなことから、担当職員を配置して、現在にかほ市にどれだけの空き家があるのか、現在の状況把握に努め、老朽化した建物の対策などを含めながら、先ほど申し上げました情報収集を年明けから進めたいと、そのように考えているところでございます。

また、県内の市町村や観光連盟、商工会議所など40団体が加盟している秋田県定住促進協議会と情報を共有しながら、団塊世代やU・J・Iターンへの多様な定住、交流、サービスなどの促進を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、秋田県農業経営等復旧・再開支援対策事業の御質問でございます。これは8月の由利地区と9月の県北地区での豪雨災害を受けて県が創設した支援事業であります。支援事業の内容は、土砂流入による堆積物等の除去、パイプハウス等の施設復旧、収穫不能の廃棄農産物の処理などがございます。また、経営の再開支援としては、種子購入費用の助成や借入金に対する利子補給の事業もございます。これを受けまして、にかほ市では、事業内容に対する疑問点などを県に確認し、直ちに要綱を制定しながら、10月24日に象潟地区、25日には仁賀保地区の被害の大きかった11集落を対象に事業内容の説明会を開催したところでございます。さらには、1,717戸すべての農家に対してチラシを配付し、また、被災した農家に対しましては、個別に連絡をとるなど事業要望の取りまとめを行ってきたところでございます。

なお、災害直後に被害農家の申し出や市が調査を行った限りでは、土砂流入、堆積による水稻の一部や全部の収穫ができなかったのは、農業者数で20人、面積で1.6ヘクタールでありました。県が支援策を提示した時点では、既ににかほ市では被災農家の申請により、国の農地・農業用施設災害復旧事業へ申請、または国の事業に該当しない箇所については、市の単独事業として対応することにしておりました。また、一部では、対象となる復旧工事の費用が軽微なこともあり、新たな事業申請は、土砂の除去工事1件のみでございました。

御質問の刈り取り等による農産物の面積や廃棄量については、既に国や県の災害復旧事業により、農地の復旧工事に含めて同時に行うことなどの申請を行っていたこともあり、その把握はしておりません。また、それ以外にも刈り取り可能なものは県への事業申請はありませんでしたので、把握はしていない状況でございます。

なお、行政報告でも申し上げましたが、その後、県では再度支援事業の見直しを行い、40万円未満の農地災害への支援事業が追加されましたので、その対応のための連絡等々事務作業を行っているところでございます。

他の質問等については、担当の部課長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 火災報知機の設置についてお答えをいたします。

現在、市が管理している公営住宅は351戸あり、この住宅すべてに火災警報機の設置が義務づけられました。市では、19年度に42戸、84カ所、20年度には72戸で190カ所、21年度には110戸で240カ所、22年度には127戸に273個を取りつける計画であります。それに要する費用は、351戸、787カ所で661万円です。そのうちの45%、297万円を国庫補助金で賄うこととしております。

一般住民に対しての周知は、消防本部の広報誌「纏」に数回掲載したほか、自主防災組織による訓練、研修時に、また、消防団員研修、技能組合などの研修会でも説明してきたところであります。今後も広報誌でのPR、いろいろな機会をとらえて周知に努めてまいります。現在、火災警報機設置に対し補助をすることは考えておりませんが、高齢者、障害者などの世帯については、取りつけ作業に対する人的支援などについて、今後検討してまいりたいと考えております。

続いて、道路サポーター制度の活用についてであります。

現在、にかほ市においては国道沿線花壇への植栽を行っておりますが、このうち象潟地区について、沿線の事業者で組織する象潟町ロードクリーンサポーターとは協定を結んで、花の苗や肥料の提供、ボランティアによって植栽、管理、道路清掃などを行っております。ただ、加藤議員御質問のような、市道についてのサポーターについては組織されておきませんが、旧3町とも以前から道路、公園、公共施設などを含め、定期的一斉清掃・草刈りを、集落、町内会、事業者などで独自のクリーンアップ活動がなされております。

また、ふぐあい箇所についても、毎年地区要望として提出されております。このことは、地域、あるいは各自治会のコミュニティづくりには大変有意義なことであり、ぜひ今後とも継続を願いたいと考えております。このことから、全地区、全市民がロードサポーターであるところとらえているところであります。したがって、行政主導での組織することについては現在のところ持っておりません。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 私のほうからは、除雪サービスについてお答えいたします。

高齢者世帯などに対する除排雪のサービスでありますけれども、現在、市では、高齢者等除排雪支援事業実施要綱を定めまして、事業の推進を図っているところであります。降雪期におきまして、自力での除排雪が困難な高齢者世帯等の除排雪をしていただけるように、自治会長さんなどを通じまして、高齢者等除排雪支援チームの結成に御協力いただいているところであります。自治会長さんや役員、民生児童委員、福祉委員、消防団員の方々が構成員となっております。昨年度は30チームが結成されております。利用者の負担は1回につき100円でありまして、支援チームの収入とすることができるようになってほかに、市からは謝金として1回1,000円、自動車の借り上げ料として、半日につき1,000円を支払うことになっております。チームによっては、利用者からの負担は求めないで実施しているところもあるやに聞いて伺っております。ひとり暮らし高齢者や体の不自由な方のいる家庭を受け持つことのできるだけのチーム数がふえていけば大変ありがたいことで

ありますので、今年度におきましても、引き続き文書で結成を呼びかけておりますので、今後さらにボランティアの輪が広がられるよう努力してまいりたいと思います。

それから、有償ボランティアによる除雪サービス支援につきましては、現在のチームの運営が有償か無償かの議論が分かれるところでありまして、現在のままで進めてまいりたいと考えております。

高齢化社会が進む中で、援助する人、受ける人のどちらにとっても、ある程度の謝金をやりとりしたほうが支援しやすいし、長続きもするという考え方もあるようであります。したがって、有償ボランティア、この呼び名はさまざまあるでしょうけれども、明確な定義はないわけでありまして、今後ますます大きな役割を担っていくのではないかと考えております。

現在の少子・高齢化社会にありまして、行政の力だけでは到底すべて解決するのは困難でありますし、社会貢献意欲の強い市民の皆さんのボランティアの力をかりなければならないという意識を強くしているわけでありまして、その必要性和有効性は十分認識しているところであります。

いずれにいたしましても、ボランティア活動を支える法律の整備がまだなされていないので、これらについても早急に必要ではないのかなと考えているところであります。にかほ市のボランティア連絡協議会への登録数は51団体、約7,000人に及んでおりますので、この方たちの活動を、社会福祉協議会を中心に、市といたしましても支援していかなければならないと考えているところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） それでは、最初に農業経営の安定化対策について再質問させていただきます。6点ほどありますので、よろしくお願いします。

にかほ市の生産調整の達成率は100%ということで、大変よかったなと思っております。でも、農家の中には稲を100%作付している方もおりますので、多分それは互助制度等を使っただけのことだと思います。まあ、米を100%作付したと、あるいは転作をして大豆をやった場合の収益がどのくらい差があるのか、そこら辺もし計算しておりましたらお知らせください。

それから、支援策についてでありますけれども、にかほ市独自の支援策は考えてないという御答弁でした。でも、支援策というのは、金を使うだけが支援策だとは思っていないわけで、例えば、生産費を削減するというのも大事なことでないかなと思っております。例えば、種苗費、あるいは肥料代、農薬代、あるいは土地改良の整理費等々を経費全般を見直して、農協との相談ではなくて、市独自の削減目標を設定して取り組むことも、1つの支援策と考えますけれども、そこら辺の市独自の削減目標を設定することについてお聞きします。

それから、3つ目ですけれども、先月の15日の秋田市において、県の農業会議主催の農業経営発展講座がありました。私もそれには参加してきましたけれども、にかほ市からだれも参加していませんでした。集落営農組織が25も立ち上がっているにもかかわらず、代表者がだれ一人も参加していないということは、今の農業情勢が厳しければ厳しいほど、何かヒントを得ることがないかなと思って、私の場合は受講してきたんですけれども、この集落営農組織でだれ一人も参加しなかったということは、何か当局側の働きかけが足りなかったのではないかなと思ったわけです。そこら辺

についての考えをお聞きいたします。

それから、市独自に集落営農組織に対してのこういった夢と希望を持たせるような講座を開設する考えがあるのかどうかということが4点目でございます。

そしてまた、こういった講座、あるいは研修会はほとんどが秋田市にて開催されますけれども、今ガソリン等も大分値上がっておりますので、そういった参加した場合の交通費等ぐらいは考えてもいいのではないかなと思っておりましたが、そこら辺のお考えもお聞きいたします。

6つ目ですけれども、今までの生産調整については、生産者団体が中心となって取り組んできたわけですが、来年度からは行政の関与を強化すると、国のほうでは言っております。その行政の関与を強化するという事は、今までとどのような違いが想像されるのか、そこら辺をお聞きいたします。

以上、6点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初の生産調整に100%協力した人と、減反をしなかったという人のその場合の収入の差ということでありますけれども、現在、算出するための資料を持ってきておりませんので、後で、できれば早いうちにこの場でお答えしたいと思います。

それから、生産費の行政における削減目標ということでもありますけれども、行政としての個々の集落営農とか担い手の削減目標というものは、行政としてはとらえておりませんが、ただ、肥料とか農薬の購入代とか転作種子代の助成という、こういういろんな助成をしております。個々の削減目標については行政で把握しておりませんが、それぞれの組織や個人での経営目標というものは、当然立てておられることと思いますので、その経営目標に従ってそれぞれが努力していただきたいと思っておりますし、うちのほうとしてはできるものがあればお手伝いをしてまいりたいと思っております。

それから、秋田市の講座ということですが、これは後ほど阿部農林課長がお答えします。

それから、独自の集落営農関係の勉強会ということでもありますけれども、当然、行政としましては、各集落営農、担い手それぞれ一緒に協議しながら頑張りたいというようなことで協議をしておりますけれども、その中で先進地視察ということも出ております。そういうことで、去年はたしか11月ごろだったと思っておりますけれども、山形県の鶴岡の手前の旧藤島町のずっと山のほうへ行って、その集落営農の組織と勉強会をしております。そのときはバスで1台ですから50人ぐらい参加されたと思っております。それから、ことしについては、おとといの土曜日の日に、横手のほうの集落営農組織へ行って研修してきています。おととも50人ぐらいの方々から出席していただいたところであります。また、ことしにつきましても、この後、当初予算に計上してございましたけれども、集落営農関係の経理の一元化のためのパソコン、農協さんで出してくれた「一元」というパソコンのソフトですが、その使い方とか、それから複式簿記の勉強会ということでも今計画しております。ことしもそういう研修会をやってまいりたいというふうに考えております。

それから、交通費の支給ということですが、交通費の支給というのは、行政で実施する講習につきましても、予算化しているものについては当然お支払いしてまいりたいと思っておりますけれども

も、ただ、個人が各自研修に出向くというところまでは手が回りませんので、その辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。

最後の質問の、国で行政支援を強めるということでありませけれども、農業新聞なんかへ載っているようだけれども、それについても阿部農林課長をお願いします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、農林課長。

農林課長（阿部誠一君） 先ほどの農業経営発展講座にかほ市からだれも出席しなかったということでございますけれども、私、日にちは忘れましたが、この講座につきましては、認定農業者を対象とした講座でございます。市内には284名の認定農業者がおりますけれども、認定農業者全員と、それから集落営農25組織に対しまして案内を出しております。たまたま、今回会場が遠かったということで、加藤議員1名の出席になったものと考えております。

それから、国が行政の関与を強化するというございますけれども、これまでは行政のほうで生産調整の配分等を行ってまいりましたけれども、19年度からは新たな需給調整システムに移行したことに伴いまして、御存じのとおり、農協等が行っております。このことにつきましては、私どものほうで国、県からの情報をまだ把握しておりませんので、どのような内容なのか、今後調査、勉強をしてまいりたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 10番、加藤照美議員。

10番（加藤照美君） 項目が結構ありますので、次に進みます。

2つ目の火災報知機の設置について再質問させていただきます。市営住宅の利用者の負担はもちろんないとは思いますが、そこら辺確認させてください。

それから、既存住宅への設置等は、市町村条例によって定めなければならないとなっておりますけれども、条例制定されていた…… — そこら辺も忘れまして、確認させてください。

それから、この火災報知機のタイプもいろいろあるわけなんですけれども、そのタイプによって値段も変わってきます。先ほど言った総合計の金額ですけれども、どのタイプを想定しての計算だったのか、お伺いいたします。

あと、よく消火器等の話も以前ありましたけれども、こういうことに便乗した悪徳業者等も考えられますので、そういった対応策等ももし考えておりましたらお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） それではお答えいたします。

市営住宅に入居している方の負担はございません。みんな市のほうでということでございます。国庫補助金の地域住宅交付金事業の補助金によって行うということです。

それから、設置条例でありますけれども、これにつきましては、にかほ市火災予防条例ということで、この辺の設置のする場合のことについては、条例のほうに組み込んでおります。設置条例の月日については、ちょっと忘れましたが、組み込んでおります。

それから、タイプであります、一応光電式と — 煙感知器とありますけれども、光電式というふうな機具というふうになっております。

それから、消火器関係ということで、悪徳業者ということでありませけれども、やはりいつの時

代もそのような業者が出てくるものでありますので、その取りつけに際しては、そのような口車に乗らないように十分気をつけて、PRなどについても気をつけてまいりたいと。このことについては、消防、市民部のほうともいろいろ連携をもって進めてまいりたいと、このように思います。

議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） 次、3つ目ですけれども、道路サポーター制度の活用について再質問させていただきます。

この制度については、ある市では、通勤、通学、あるいは毎日の生活に密着している道路に対して、いろいろな人がいろんな形で道路を守るという取り組みをしております。県と市がこの活動をバックアップする形で、おおむね10人以上で年4回以上活動できるというそういった要件があります。損傷が少ないうちに修理するということは、修繕費の削減にもつながっているということで、大変道路関係の予算も大幅に削減されているという、そういったことであります。ですから、こういった道路サポーター制度、これにはもっと積極的に取り組むべきではないかなと思いますけれども、今までのような取り組みを継続していくという答弁でしたが、果たしてそれで予算削減ができるのかなというふうに思いましたので、もう一度御答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） お答えいたします。

道路サポーター制度のボランティア活動でございますけれども、県の事業、環境整備事業だと思えます。その事業につきましては、その地区の方々が県道に対して草刈りだとか、それから花壇だとか、そのようなことをする事業であります。

それから、早いうちに道路の損傷ということになれば、大きくならないうちにこう、経費もかからないということでもありますけれども、従来から農業集落関係につきましては、地区の方々から普請だとかボランティアによって草刈りだとか、道路の側溝上げだとか、水切りだとかというふうに行っていただいております。そういうふうなところで、それにつきましては、原材料の提供をいたしまして、ボランティアでもやってもらってもおりますので、そのようなところについては、これからは連携を密にして進めてまいりたいというふうに思います。

ただ、幹線道路などの舗装、または舗装の穴ぼこだとかそのようなものについては、状況によっていろいろ技術面だとか、機材といった面で、なかなか何でもできるというふうな状況ではありませんで、できるものとできないものがあるかと思えます。まずは従来どおり、集落内につきましては、草刈りだとか側溝上げだとかというたぐいをお願いし、そして気のついた点については、速やかに私どものほうに、センターなり建設課なりに電話なりでお教えいただければ大変ありがたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） 次に、除雪サービスについて再質問させていただきます。

各集落会長さん方に配付になっております高齢者除雪等支援チームの結成についてですけれども、この内規を見ますと、「屋根の雪おろしは対象外とする」となっております。釜ヶ台地域においては、年に2回か3回ぐらいは屋根に上がって雪おろししなければいけないんですけれども、この部

分、対象外にしたというそこら辺の理由。それから、集落の役員会での話し合いの内容でしたけれども、余りにもこの報告書 — 金額が少ない割には報告書、あるいは請求書等の提出が面倒くさいというようなこともありますので、もう少し簡単にできないのか、そこら辺お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 私どものほうで内規をつくった際、あくまでもボランティア的な作業をお願いしている関係上、戸口から道路までというふうに限定した経緯がございます。屋根の雪おろしにつきましては、危険性も伴うものですから、そういう状況になった場合は、建設課等連絡し合いながら対応してまいりたいと思っております。

それから、書類の提出が面倒だということでもありますけれども、これにつきましては、内容、書式検討いたしまして、簡単なものに変えられれば変えられるように対応してまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） 次に、空き家の活用対策についてお聞きします。

空き家の現状ですけれども、全国で今 660 万戸ぐらいあると言われております。で、地方にあるのが 326 万、ほぼ半数を占めているということがございます。ある総合研究所の資料によると、地方の空き家は 2020 年までには 460 万戸まで急増すると予測されております。にかほ市の場合、空き家の率が何%ぐらいなのかということ聞きたかったんですけども、これから調査するというような答弁でしたので、あれなんですけど、この空き家を保有する家主に対して、空き家を貸す、貸さないなどのアンケート調査等をやる考えがあるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 空き家の保有者、所有者に対するアンケート調査という御質問でございますけれども、今現在、先ほども申し上げましたとおり、空き家の状況を把握しておりません。そういうことなので、その状況がどうなっているのか、それがどのような形で放置されているのか、その辺の状況を踏まえた上で、その活用する場合にアンケートが必要なのかどうかを考えてまいりたいというふうなことで、今これから取り組むということで御理解願いたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） では、最後にですけれども、県の支援対策事業について再質問いたします。

私が市長の見解をお聞きしたいというのは、ここのところの対象経費というのがありまして、手刈り処分した場合は労務費 6,000 円掛ける 10 アール掛ける 2 人と。「手刈りして処分した場合は」とあります。で、作業機械による刈り取り処分した場合、これも刈り取りして処分した場合は 10 アール当たり 3,000 円となっています。この処分しなければ対象にならないというこの内容、これを市のほうで納得した上で我々農家に指導したのかどうかということをお聞きしたかったのです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 手刈りないし機械での刈り取りの処分ということでもありますけれども、その処分という — 県の言う処分というのは、お米にならなくて廃棄しなければならないところへ — 廃棄というか、投棄しなければならないところへ投棄したというふうに関の説明を受けて

いるところであります。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） 私が金浦の庁舎に行ってその説明を受けた段階では、私もそういう災害の被害を受けましたので、「加藤さんの場合はどうなさいました」と聞かれました。私は「堆積した部分については手刈りをした」と答弁したところ、「あ、それはあと対象になりません」と言われました。ですから、ただ、手刈りをしたというだけでその対象にならないということ自体がちょっと、何か変だなと思ったんですよ。ですから、市の対応として県のほうに、こういうような内容では市民を納得させることができないとか何とかというようなことを、県のほうに意見を述べることができないものなのかどうか、そこら辺。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 市のほうとしては、これ、何といいますが、市の支援策のほうから先に出ておまして、その後で県北の豪雨災害が出たものですから、県で慌ててつくったという経緯もありますけれども、この手刈りないし機械刈りについては、由利地域を対象としたというよりは、県北の豪雨災害を対象として考えたところから出てきているのかなというふうに思っております。というのは、手刈りないし機械刈りでも、それでもなおかつ刈っても米にならないというか、使い物にならないというようなことで、そこから上がったものについては、みんな投棄したということからきている県の3分の1の支援ということであろうかと思えます。そういうことで、手刈りということについていろいろ考え方はあるかと思えますけれども、使い物にならない、販売できない稲を手で刈った場合の支援、それから機械で刈った場合の支援ということで、その考えからきているものと思っております。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） そういうことでしょうけれども、ただ、この内容、災害発生したのが8月の22日、出穂してまだ間もなかったものですから、ですから、刈り取りは9月の下旬になりますので、じゃ、その間に雨降ったり風吹いたりとかといえば、ある程度泥なんかは洗い流される、そういうことです。ですから、廃棄するようなそういうような状態ではないと思うんです。手刈りするということは、収穫したいから手刈りするのであって、廃棄するのであれば、最初から重機等で、すぐ復旧工事に取りかかると思うんですよ。ですから、そこら辺、まあ、何回も言いますが、何か我々農家の考えというか、立場に立っていないなという感じがしたものですから、質問したんですけれども、いいです。終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁いいですか。

【10 番（加藤照美君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで10 番加藤照美議員の一般質問を終わります。

なお、質問者、答弁する執行部側に一言申し上げますけれども、先ほど、たしか火災報知機の質問の段のところで、「悪徳業者」なる発言は議会の中での用語としてはあまり適切ではないように思います。その際は、無認定業者とか無資格業者とかいろいろ呼び名があると思いますので、ひとつよろしく。

午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 49 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番宮崎信一議員が出席しておりますので御報告します。

また、先ほど午前中、10 番加藤照美議員の質問に対して、一部答弁を保留している部分がありますので、答弁を求めます。答弁、農林課長。

農林課長（阿部誠一君） 加藤議員の水稻全作付と生産調整に協力した人との 10 アール当たりの収入に差があるのかという御質問にお答えします。

収入差の積算根拠につきましては、18 年産米につきましては生産が確定しておりませんので、17 年産米ひとめぼれの農家手取りを 1 俵当たり 1 万 2,197 円とし、また、生産調整につきましては転作率を 30%とした場合、10 アール当たり 11 万 5,627 円となります。しかし、全面作付した場合、転作互助 3 アール分として 6,000 円が必要となりますので、実質 10 万 9,627 円の収入になります。

試算例といたしまして、水稻 7 アール、組織で大豆を 3 アール作付した場合、米代金の 8 万 866 円に大豆の販売収入 6,300 円と産地づくり交付金 1 万 8,000 円を加えると 10 万 5,166 円となり、水稻全作付より約 4,000 円収入が少なくなります。また、自家用の野菜、自己保全管理の場合には、米代金に産地づくり交付金 900 円を加えると、8 万 1,766 円となり、水稻全作付より 2 万 7,000 円収入が少なくなります。

なお、販売用としてネギ 3 アールを作付した場合、米代金にネギの販売収入 23 万 7,120 円と産地づくり交付金 9,000 円を加えますと 32 万 6,986 円となり、計算上は水稻の全作付よりも 21 万 7,000 円収入が多くなるという試算が出ております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、21 番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21 番本藤敏夫議員。

【21 番（本藤敏夫君）登壇】

21 番（本藤敏夫君） 21 番本藤でございます。通告に従いまして、大きく 2 点について質問をさせていただきます。

今回の質問に当たっては、合併後から今日までのことであるので、新市まちづくり計画や合併協定項目の進捗状況という市の報告、これを中心にさせていただきましたが、いずれも関係ありますので、にかほ市総合発展計画についても触れながら質問をさせていただきます。なお、答弁による内容によっては自席で再質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

新市まちづくり計画を策定している段階では予想もできないような社会的な変化がございます。例えば、国の政策上の変化により税の負担増 — 個人に対する負担であります — 負担増や福祉制度、医療制度及び介護保険制度の法の改正による負担増、老人医療制度の改正、あるいはこれまでまれに見る原油の高騰による市民への生活の変化、こうした社会的変化がその後大きくなりま

して、2年前の計画さえも改めなければならないような環境にあるのではないかなというふうに思いつつ、質問をさせていただきます。

市長に対してであります。合併3年目を迎え、合併から現在までの行政全般に対する市長の評価ということで、旧3町の全世帯対象の合併に対するアンケートの結果が、合併賛成が48.3、反対25.4、わからない24.5%の結果を受け、新市・にかほ市が誕生したわけであります。賛成の理由として大きいのが、スケールメリットによる効率的な行政運営に期待する。それから2、消防と3町衛生などが3町で共通事業として行っている、だからわだかまりがない。3点目は、このままでは財政が立ち行かないという内容が主な賛成の意見だったと思います。反対の理由としては、合併しても経費節減にならない。合併により地域の連携が薄れる。コミュニケーションがなくなることを恐れている反対であります。中心部だけが繁栄し山間部が取り残される。議員数が減り、地域の要望など行政に反映しにくくなるというようなことが反対理由でありました。賛否両論の中、期待と不安で住民は自分の意見をまとめることができないまま合併に入ったと、こう思っている人も多いわけあります。

そこでお伺いしたいのですが、国の政策上の問題等もあり、合併後に住民の負担が著しく増大したという感覚が、市民の多くにそういう思いがあります。それに市の財政的な理由もあり、旧町ではやっていたことが、今予算がない等の理由から、なかなか改善されない。そうしたことを理由に、旧町での施策と比較をした見方をして、「合併しても何もよいことがない」という声が多く聞かれる現況であります。これ、私一人にそのように聞こえるのかどうかわかりませんが、いずれそのような声の大きいことは確かであります。ただし、それは事にかほ市だけに限らず、隣の由利本荘市などの一部住民との会話の中にはよく出てくることでありますので、あるいは合併市町村の共通した意見なのかもしれません。

このような状況下にあって、現在、市長は合併後の行政に対してどのように、評価値はありますが、いわゆる一定の基準を持って評価をしているのかということをお聞きしたいわけあります。新市まちづくり計画、あるいは先ほど申し上げましたように、合併協定項目の進捗状況、これはたしか6月の議会終了後に配付された資料だったと思います。それから、その少し前にでき上がったにかほ市総合発展計画、これらをとらえて、新市まちづくり計画を基本に、1つは政策の進捗状況、完全に実施されているもの、予定よりおこなっているもの、まだ手のついてないもの。2番目には、主な施策の見直しが必要だというのを具体的に挙げていただければありがたい。果たして2年になって、市当局の皆さんはこれまでの施策をどのように評価しているのかということも、市民の声としてあるのであります。前段で申し上げたとおり、社会の変化に対応する施策も、今後取り入れていかなければならないことだとも思います。

市長は、発展計画やその他のいろいろな計画が出されましたが、そのあいさつやその内容に地域の均衡ある発展、市民の一体感の醸成という言葉が挙げておりますが、果たして速やかな一体感、均衡ある発展が実際になされているのか、執行部としてどのように評価しているのかということをお尋ねするのが、私の質問の大きな目的でもございますので、その点を踏まえて御回答をいただければありがたいと思います。

次に、各集落 — 集落の呼び方が多少、百幾つかある集落の中でも、呼び方が若干違うような状況もありますので、各集落・自治会というふうにさせていただきました — 各集落・自治会と市の連携強化と自治会における負担の軽減に工夫をと、市長の答弁をお願いしているわけでありませぬ。

市では、協働のまちづくりを標榜し、住民参加を呼びかけていますが、協働のまちづくりを推進するに当たり、各集落・自治会との連携、積極的な情報交換が欠かせないものと考えております。しかし、各集落・自治会では、市とのかかわりの中で、大変多忙な状況にあり、かつ自治会の経済的な負担も増大している現状をよく耳にします。市の協力員、または行政推進員などというような名目、あるいは協働のまちづくりを標榜している市では、区長会とかそうしたものを設置しているところもあるようではありますが、そうしたものを条例化、あるいは制度化をしてやるということと、それから自治会のニーズによっては市で援助することも必要と考えられることがありますので、その点を市長のお考えをお聞きしたいというのであります。

今、各自治会では、役員のなり手、引き受け手がいないという、かつて余り見られない現象が出てきていることも事実であります。その裏にあるのが、忙し過ぎるということでありませぬ。自治会活動が衰退することは、協働のまちづくりを標榜する市のまちづくりにも大きな影響を与えかねない大きな影響のあることだと考えております。協働のまちづくり、市民の参加の中心に自治会を据え、制度化し、行政と集落の太いパイプとして相互の情報交換をすることが大事ではないのか。そうすることによって、担当課、係も集落の配布その他のお願いをするときには、非常にお願ひしやすくないかというふうに考えませぬ。

いろんな計画があるわけですけれども、今回防災計画も出ております。阪神・淡路の際の災害に対応する大きな力になったのが自治会であります。いろんな、市の策定された計画書を実効あるものにして実施していく過程では、やはり自治会を無視できないだろうと。今現在、配布手当に相当する金銭が市で各集落・自治会に交付されております。しかし、その裏づけになる規定がございませぬので、どちらかという自治会の代表の方々はそういう面で面食らっている部分もあるやに聞いておりますので、そういう意味で今回の質問を出させていただきましたので、この大きく2点についてひとつ御答弁をお願いいたします。終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、本藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、現在までの行政全般に対する評価でございます。にかほ市の現状は、県内各市町村と同様に、国の行財政改革、あるいは地方分権の推進によりまして、地方交付税や、あるいは各種の補助金が削減されるなど、大変厳しい財政運営を余儀なくされているのが現状だと思います。こういうことを考えませぬと、これまでのような考え方や手法では、目の前に山積された課題を解決していくことは大変難しいものと認識をしているところでございませぬ。

こうした中で、この2年間、多くの市民から市政の負託を受けた者として、限られた財源を有効に活用しながら、公約に掲げたまちづくりの理念を実現していくために努力を重ねてきたところで

ございます。にかほ市のまちづくりの役割は、申すまでもなく市民一人一人でございます。一党一派に偏ることなく、市民による市民のための市政については、しがらみのない、公正な立場を守りながら、多くの市民の意見が市政に反映できるように、各種の事業計画を策定する段階から、市民と行政が協働する仕組みを立てて各種の施策を推進してきたところでございます。

また、市政情報の積極的な公開による透明化についても、入札予定価格の事前公表や入札結果の公表、市広報やホームページにより市政の現状を積極的に公開してきたところでございます。また、市長交際費についても、全面公開を実施し、市民に開かれた市政の実現に向けて取り組みをしてきたところでございます。

「合併して何もよいことがない」との声があるとのことでございますが、国からの地方交付税や補助金等が年々削減される中で、今までどおりの住民サービスを続けていくためには、スケールメリットを生かし、より効率的な行財政運営を行うことが必要だと考えております。

合併は、地方が生き残りをかけて、これまでの住民サービスを維持する環境をつくることも大きな目的であると考えております。したがって、2年という期間であります。合併のスケールメリットを生かした行政運営が、私は着実に進展しつつあると考えているところでございます。

次に、新市まちづくり計画の主要事業の進捗状況でございますが、御承知のとおり、これからの市の将来像やまちづくりのあり方を定めたにかほ市総合発展計画が今年の12月市議会において御承認をいただきまして、今年度よりスタートしたわけでございます。総合発展計画は、新市まちづくり計画で定められましたまちづくりの基本理念を受け継ぎ、諸施策を効果的、効率的に実行するための行政運営全般にわたる総合的な指針でございます。また、まちづくり計画の主要事業は、総合発展計画の基本計画と重複している部分も多くありますが、この2つの計画に沿った行政運営を推進していくこととなります。

御質問にあります進捗状況につきましてでございますが、例えば、「安心して暮らせるまち」では、にかほ市地域福祉計画を策定し、保育サービスなどの充実に努めております。また、「豊かな自然と環境のまち」では、都市ガスの安定供給のため、高カロリー仕様への熱量変更や、鳥海山噴火時に備えたハザードマップの作成も終了しております。「人と文化をはぐくむまち」では、小・中学校等の改築にも着手いたしまして、象潟中学校は間もなく完成するほか、仁賀保中学校の敷地造成にも着手をしております。「活力のある産業のまち」では、品目横断的経営安定対策として、多様な担い手の育成を図るため、認定農業者や集落営農組織の立ち上げ促進に努めているほか、にかほ市工業振興会を立ち上げまして、事業間の連携や関係機関も含めた情報交換を通しながら、地域産業の発展を促進をしているところでございます。「人と情報が交流するまち」では、旧3町を結ぶ幹線道路の整備として、現在測量調査に着手しております。来年度以降、工事に着手してまいりたいと思っております。また、住民の情報活用能力の向上を図るために、IT講習会などを開催しておりますが、旧3町の市街地では、光通信ケーブル・Bフレッツが既に使えるようになりました。引き続き関係機関に高速ネットが利用できる地域を拡大していただきたいというふうなお願いの要望活動も行っているところでございます。「参加と自立によるまち」では、情報公開の推進や住民と行政が協働したまちづくりを推進しているほか、職員の効率的な配置も人事異動をしながら

努めているところでございます。

いろいろございますけれども、以上主なことを紹介いたしました。御質問にあります予定よりおこなっている施策としては、合併後3年以内に建設する総合文化施設が挙げられると思います。文化施設の建設につきましては、御承知のように、国土交通省のまちづくり交付金事業を活用して、文化施設等を含めた金浦地域の都市再生整備事業を行うために、平成18年度より調査を進めておりますが、市政報告でも申し上げましたように、現在、20年度採択に向けて国に申請を行っているところでございます。まちづくり交付金事業は採択後5年間で事業を終了しなければならないことから、文化施設の整備についても用地取得や用地造成、本体工事を含め、平成24年度までには完成したいと考えております。このようなことで、一部おこなっているものもございまして、おおむね順調に進展をしていると考えております。

また、まちづくり計画の主要事業の見直しについては、今のところ考えておりませんが、時代の趨勢により、計画に変更が生じた場合は、検討協議の上、議会に提案をしてみたいと考えております。

次に、各集落・自治会と市のかかわりの中での市の協力員、または行政推進員などの設置についての御質問でございます。

私は、公約として、協働のまちづくりを進める上で、活動拠点の提供、補助金交付などにより町内会やNPO、あるいはボランティア団体の活動を支援していくこと、各種事業計画の策定から市民と行政が協働する仕組みをつくること、行政の各種情報の開示を積極的に進めることを市民の皆さんに約束し、この2年間重要事項の1つとして積極的に取り組んでまいりました。

御質問の協働のまちづくりにおける自治会等と市との関係でございますが、自治会等との連携や情報交換については、行政運営において特に重要と考えております。過去2年間、年度当初の5月に、3地区ごとに行政懇談会を開催し、自治会長さんなどに市政の現状、あるいは事業計画や自治会等への補助金の概要等を説明し、また、自治会等の御意見、御要望を伺いながら情報交換に努めてまいりました。また、各自治会等から行政懇談会への依頼がある場合には、その都度できる限り出席し、市民の皆さんへ情報の提供や市の事務事業の説明を行いながら、積極的に情報交換を行ってきたところでございます。

本藤議員の御指摘のとおり、合併後地域が広がり、旧3町ごとの自治会等と市のかかわりについては、事業を統一する過程において、旧町では行っていなかった事業がふえたりして、確かに一部作業が増大をしております。その上で市の行政推進員制度の設置も必要ではないかとの御意見でございますが、協働のまちづくりにおいては、市と自治会等は対等の立場でお互いにまちづくりを担っていくことが、地方分権時代における新しい自治の姿と考えております。この新しい自治は、市民や各自治会等が、行政サービスの一役を担う地域社会になっていくことが必要であると考えておりますので、旧町のように、市の協力員、あるいは行政推進員制度を設置する考えは現在持っておりません。

したがって、協働のまちづくりを推進していくためには、当面は合併による自治会等の負担の増加も考慮しながら、各自治会等と総務課及び各市民サービスセンターを中心とした関係部局と

綿密な関係をさらに構築することにより、自治会等に過度の負担を強いることのないよう、協働の立場で地域づくりを行ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 再質問させていただきます。

ことしの6月に配付になった合併協定項目の進捗状況を見ても、これはこれまでの施策状況等があり、それなりの成果は得ているのかなという気持ちではあります。ただ、この新市まちづくり計画や昨年の総合発展計画等でちょっと見えないものもございまして、二、三お尋ねしたいと思えます。

企業誘致のことではありますが、きょうの一般質問の前段で、企業誘致の受け皿となるべく工業用地、工業団地の関係質問がありましたので、その点については割愛いたしますが、新市まちづくり計画の中に、あるいはこの合併協定項目の進捗状況の中にもあるわけですが、昨年も私一般質問が質疑で取り上げましたが、雇用促進という面で、新規雇用者の5人以上に対する助成というのが、1年でその制度がなくなっております。なかなか地元就労してくれないという悩みもある中で、どうしてこの制度は1年だけで終わったのかを、改めてお伺いしたいと思えます。

それから、産学官の連携ということも発展計画でもございまして、この連携の状況はどうなっているのか、それから、企業者への支援はどうなっているのか。企業支援センター等との連携で企業者支援ということも、新市まちづくり計画にもものっているわけではありますが、これがどうなっているのかということ、それからバリアフリーのまちづくりということで、重点事業の中にありますが、これまで過去2年間の中でこの政策の内容はどうなっているのかなと、こちら辺がこの合併協定項目進捗状況等を参考にしてもなかなか見えない部分だったなと、こう思いますので、その点をお聞きしたいと思えます。

よろしいでしょうか、4点お聞きしていますので。

それから、集落・自治会との関連であります。市長の考えはわかりましたが、やはり今、象潟の集落の代表の方、それから仁賀保の代表の方、市民とお話ししても全く同じような意見がございまして。というのは、市長が各地域で、旧町単位でいろんな会を持って、情報提供しているからいいということではあります。これは私の考えですのであれですけれども、地域の均衡ある発展とか、市民の一体感の醸成とかということがありますけれども、各地域ごとの集会ではなくて、少なくとも自治会代表の、あるいは行政推進委員でも、条例化されたその人方が百数名であっても入って、旧象潟の人と旧仁賀保の集落の代表の方々が意見交換をし、まちづくりに対して要望したり提案をしたり、そういう機会があればこそ、速やかな一体感が醸成されるのではないかなと、私はこう思っています。

特に、災害時における自治会に対する役割などというものは、非常に大きいかと思えます。今回の地域防災計画でも、若干であります。そうしたことがのっています。地域住民等の自主防災組織云々の項目の中でそうしたものもありますけれども、やはりこれからは協働のまちづくりを進める意味で、集落代表が旧町にこだわらない全市に対する意見や提案、そうしたものを述べ合う、お互いに情報交換し、いいものは集落に持ち帰って協働のまちづくりに参画するというようなことこ

それが、今求められているのではないのかなというふうに考えたわけでありますので、もう一度そこから辺にお答えいただきたい。

今は、これは象潟のある集落の方ですけれども、会長の引き継ぎのときに、自治会は市とかかわりはないのだと引き継がれてびっくりしたという方さえもおるくらいであります。だから、条例で規定されるものが1つもない、それをお願いの文書は毎日のように来て、配布、回覧、もう忙しくて、こういうことはやっていられないというのが自治会の共通した意見でありました。私は、自治会に対して補助、助成を必ずやれという意味ではないのです。そういう位置づけをきちりして、そしてお願いするところをお願いをし、協力するところは協力していただくというような協働の体制、これが必要だと思っておりますので、この点についてもひとつ御答弁をいただければありがたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 質問のお答え、順不同になるかと思っておりますけれども、御容赦をお願いしたいと思っております。

先ほども町内会長さん、自治会長さんとの行政懇談会というのが5月に、この旧3町ごとに分けてやってまいりました、この2年間。今は3地区の町内会長の連絡協議会も立ち上がって今活動しております。ですから、全体でやるほうがいいのか、あるいはそれぞれの旧町単位でやったほうがいいのか、このあたりも協議会のほうと協議しながら結論を出していきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、これからのまちづくりにおいては、町内会長さんは、私は大切なまちづくりのパートナーだと思っております。ですから、先ほどの行政推進員的なものは旧象潟町時代もありました。行政協力員ということで、条例をつくってありましたけれども、これはやはり辞令行為 — 辞令で委嘱しますので、例えば、簡単に言うと、市長の傘下に入る非常勤的公務員と申しますか、要するに、行政のいろんなお手伝いをしてもらうと、まあ、情報ももらいますけれどもね、そういう方になると思うんですね。それが、例えば今までの事例からすると、町内会長さんと兼務するのがほとんどでございました。じゃ、会議やって対等の立場でいろいろ御意見言うときと、あるいは市長の部局の傘下に入って意見を言わなければ — 意見といえますかね

— 言えない場合、こういう場合もあるわけですよ、やっぱりね。ですから、私は、これまでの経験からすると、そういう制度よりももっと町内会長さん方と綿密な関係をつくっていくほうが、これからのまちづくりにおいては大切ではないかと、そのように思っております。

それから、雇用、新卒者の1人に対して10万円という補助制度を新市になってからもつくりました。これは旧象潟町時代に、ちょうど雇用情勢が大変悪化した時期に、この補助制度を創設したわけです。それを新市に引き継いで制度をつくりましたが、雇用関係が大きく改善されておりますので、議会からのいろいろ御意見もありましたが、御理解をいただいて廃止をしたという経緯がございます。

今、製造業関係につきましては、資金の借り入れに対する保証料の補てん、あるいは借り入れに対する利子補給、こうしたことをやっているわけでございますが、これからどう変わっていくかわかりません。また、厳しい状況になればそうした新卒者に対する補助金なども含めて、いろいろ御

意見を伺いながら、新たな施策を立ち上げていくということも必要ではないかなというふうに思っております。

他の質問でございますが、産学連携については担当の部長から報告させますが、バリアフリーについては、できるものから公共施設、あるいは道路等の段差、これはできることからやっております。この点についても担当の部長からお答えをさせます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産学官の連携の状況という内容でございますけれども、秋田市にはあきた企業活性化センターというものがございまして、由利本荘市内には、本荘由利産学共同研究センター、これらの組織があります。にかほ市内で行っている会議等開催のときには、必要に応じて企業活性化センターから講師としてお願いしたり、また、由利本荘市のほうからも講師も含めたところで参加を呼びかけたりして話し合いをしているところであります。また、県のほうでこの前つくりました電子・輸送機関連の活性化協議会にも、これらの組織と一緒に協議をしておるところでありますので、そのほかにも市内の企業の方も企業活性化センター、秋田のほうへ出向いているいろいろな資金から業務のことから相談されているという話も聞いておりますので、こういう話をしてきて、何か決まったものがあるのかと言われても特にございませぬけれども、現在そういう状況で、できるだけ行くようにしていますし、何か会議があれば参加していただくというような対応をとっているところであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） バリアフリー化のまちづくりについてお答えいたします。

ことし3月に作成いたしました総合発展計画を補完するというところで、障害者計画を立てております。その中に、「人にやさしいまちづくり」ということでうたわれておりますけれども、まず、公共施設のバリアフリー化につきましては、障害者用トイレ、平成18年度に仁賀保公民館「むらすぎ荘」のほうに設置しております。それから象潟小学校には車いす用のエレベーター、象潟庁舎では玄関の段差の解消、それからスロープを平成19年度に設置しております。また、象潟中学校におきましては、バリアフリー化に対応しており、トイレ、それからエレベーター、それから段差のないフラットな床面に仕上げられております。それから、今後は、仁賀保中学校におきまして、バリアフリー化対応の校舎を建設予定でございます。

それから、情報のバリアフリー化ということですが、これにつきましては、障害者用の障害を持つ人のためのガイドブックを作成いたしまして、これらの制度を活用しながら、バリアフリー化に努めているところであります。

また、個人の住宅に対しましては、介護保険のほうで、住宅改修という制度もございまして、介護保険の認定申請される方におきましては、廊下、あるいは階段、ふる場に対する手すりの設置、あるいは廊下と御老人の方の部屋の間の段差解消などを進めているところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） ありがとうございます。

合併に際して大きく取り上げられたのが、スケールメリットを生かした効率的な行財政運営とい

うのが大きく取り上げられたわけであります。現在、徹底したコストの縮減、退職者がおってもそれを少な目に採用してやっていくとか、そういう方法で来ておられますが、逆に、職員の適正配置というような面からいいますと、サービスの低下はなかったのかなと。職員の対応がまずかった例なども何点か寄せられることがありますけれども、スケールメリットを追求するがゆえに職員に相当の負担がかかり、それが行政サービスの低下につながるということはなかったのかなということ、ひとつ皆さん執行部の尺度で十分お考えいただきたいものだなと。あえて報告された事例をここでは挙げませんので、そういうコストを、スケールメリットを追求するがゆえに職員と市民との関係がうまくいっていないというような例が、よく報告される場合がありますので、職員教育の徹底によって、そうした不満解消に努めていただきたいということと、もう一点は、新市まちづくりはなかったのですが、具体的にかほ市総合発展計画には生活路線のバスの関係、計上されております。市長の行政報告等でも、馬場線の廃止の問題等があって、これからの検討事項だということでもありますし、その取り組みについては申し分ないのでありますが、今後の課題処理のために、ぜひ実情に合った路線設定、それから本市の高齢社会における大きな課題でもあるという認識で、買い物にも行けないという高齢家庭がありますので、そうしたことを十分踏まえて意見集約をし、生活バス路線の確定をしていただきたいという要望であります。

以上をもって、時間も時間でありますので質問を終わります。答弁ありがとうございました。

議長（竹内睦夫君） 答弁よろしいですか。

【21番（本藤敏夫君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで21番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。

次に、19番佐々木平嗣議員の一般質問を許します。19番佐々木平嗣議員。

【19番（佐々木平嗣君）登壇】

19番（佐々木平嗣君） 19番佐々木平嗣です。よろしく申し上げます。

イタリアのアルマーニグループ、「ジョルジオ・アルマーニ氏、東京銀座へオープン」大変なニュースになっておりました。スーツが1着五、六十万するそうです。インタビューの中で、「日本人はブランドが好きである」と言いながら、「アルマーニのブランドだけで選ばず、商品を見て判断してほしい」と話しております。国会議員も数人のファンがいて、いざというときには、そのスーツを着て登壇するそうです。景気の格差か、地域格差なのかということで、私もブランドにあやかって、本日、アルマーニの製品を身につけて一般質問いたしますので、よろしくお願いいいたします。

通告3点についてよろしくお願いいいたします。

1点目、これは同僚議員が先ほど触れておりましたが、ダブるところもありますが、よろしくお願いいいたします。

今、世界じゅうで地球の温暖化に取り組んでいます。特に、地球温暖化との関連が指摘されている異常気象については小学生も言っています。「地球が怒っている。空、海、川、山が教えている」と。また、新聞、テレビ等でも毎日のように取り上げられております。

そこで、地球温暖化対策の中で3点について質問いたします。

1 つ目、バイオディーゼルフューエル — B D F 燃料について、当市でも広報で協力をお願いをしています。平成 19 年 7 月 1 日の広報では、「廃食油の回収を 8 月の下旬より回収」と、そして 10 月 1 日には、生活環境情報で、「市役所各庁舎に収集ボックスを設置していますので、皆様の御協力をお願いします」とあります。その文章の中に「収集できない油 — 動物性油、化学合成物質が添加されている油」とあります。私自身、油のなべの注意書きを見てもよくわかりませんでしたので、主婦の方々にも聞いてみました。化学合成物質が特にわからないとのこと。そうすると、せっかく準備してある廃油でも、よく家庭の中でペットボトルの中に入れて準備しているんですが、この一言で結局市のほうに持ち運びがなくなってしまう。勝手に自分で処理してしまうということが多々あるそうです。その辺の認識にそこがあれば、埋める努力をしなければなりません、いかがでしょうか。

2 番目の風力発電についてですが、にかほ市で企業誘致のためにつくったパンフ、「NEXT STAGE NIKAHO」の中に、「クリーンエネルギーの配給基地」と題して、「国内最大級の風力発電施設を擁し、エネルギー産業への理解と技術開発で先端を行く地域」と書いてあります。しかし、環境省では、「本年度中に国立・国定公園内に風力発電の風車を立てる際の審査ガイドラインをつくる」と言っています。また、「景観の妨げにならない風車の配列などを具体的に示す」と言っていますが、当市は、目の前にでんと配列をしています。今後増設は考えないのか、また、景観を妨げている風車はこのままにしておくのか、お伺いいたします。

3 番目です。菜の花、ヒマワリ、その他の栽培についてどのような考えかを質問いたします。オランの会というのがあります。にかほバイオマス利用促進会が、にかほ市でもいち早く菜の花の植えつけに取り組んでいます。横岡関地区に、そして本年新たに馬場地区に、有志が 70 アールほど植えています。また、オランの会は、菜の花ネットワークの方々と提携し、「荒れ地に菜の花」と題して、秋田市の大王製紙進出予定地に菜の花の種まきを行っているとのこと。この件については、魁新聞にも何度か掲載されているのでおわかりと思います。塩害、やせ地、強い潮風の土地で菜の花は育つのかと。県立大菜の花研究プロジェクトと秋田菜の花のネットワークで、限界条件への挑戦、何とか成功させて、農業と農村の活性化につなげたいと意気込んでおります。また、菜の花を栽培して咲いた花の景観を楽しんでもらうとともに、種から油を搾って、使用済み油を自動車用燃料にする循環型の利活用方法を提唱しています。

さて、そこで、当市では、B D F 燃料を実際に使用して市のトラックを動かしているのですから、栽培についても考えていると思われませんが、いかがでしょうか。

大きい 2 番目に入らせてもらいます。魚釣りで観光客の誘致についてお伺いします。

にかほ市の海岸線の総延長は約 31.5 キロメートルで、砂浜及び岩場の海岸となっています。今から四、五十年前なら魚釣りで観光客を呼び込むなんていうことは考えなくともよい時代でしたが、今は海水浴はたった 1 ヶ月、魚釣りは雨、風がなければ雪が降ってもできる時代になりました。この条件のよいにかほ市に、最近というか、10 年ぐらい前から、いや、映画「釣りバカ日誌」が放映されて、家族が動き始めたのかもしれない。ファミリーフィッシングを楽しむグループがふえています。港であれば、岸壁にワゴン車を横づけにとめ、テーブル、いす、バーベキューセットを準

費してから、さおを出して、女性も子供も自分でキャストイングポーズを決めて魚釣りをする姿が見えます。その理由の1つは、生えさが要らない、疑似餌、ルアーをつけて海にぶん投げて、アクションをつけて魚を釣り上げるそうです。そして、家族のコミュニケーションがとれて1日じゅう遊べると。これは砂浜でも同じです。車のナンバープレートを見ると、庄内、山形、岩手、秋田、たまに関東ナンバーが見られます。釣りで観光客を誘致するために、新しい釣り場の計画と駐車場のある釣り場、そして安全な釣り場があるのかお伺いいたします。

釣り魚の放流は考えているのかという質問ですが、同じ釣りでも溪流釣りは期間を設けています。しかし、海での釣りは設けてないのでいつでもできます。特に、沿岸で釣れる魚の禁漁なんということは聞いたことがありません。秋田県では、ハタハタ漁を平成4年9月より3年3ヵ月自主禁漁にして、その後とりながらふやすことを目的に、年間漁獲量を設定して現在まで漁を行っております。ファミリーフィッシングの方々が魚釣りに来て魚が釣れなければ、自然に釣り人は減少します。釣りファンがふえることを望み、観光につなげるためにも、稚魚の放流の計画を考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

トイレの計画ですが、どこの観光地に行っても、ごみとトイレの問題が出ます。ごみだったら持ち帰り運動とかして持って帰ることができますが、トイレはどうしようもありません。特に、にわか観光になる場所は、市の対応が大変難しいとは思いますが、あえて質問します。また、しなければなりません。

その1つですが、現在12月ですが、ハタハタ釣りが始まりました。2年ほど前より岸壁は人で埋まっています。その方々は、日中は車でトイレに向かうようですが、暗くなるとどこでもトイレになってしまいます。ある事業所の周りは、朝になると大変すごいことになっているそうです。にかほ市は観光都市を目指しています。対策をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。ここでも駐車場の問題がありますので、その辺についてもお願いいたします。

大きい題の3番目に入らせてもらいます。

にかほ市の一番について。NHKテレビで、昼の12時20分より、それぞれのふるさとには一番のものがある。「NHKふるさと一番！」という番組があるが、にかほ市の一番は幾つかという質問ですが、冒頭で述べました日本人はブランドが好きと言われていますが、ブランドをつくるのも好きです。瀬戸内海周辺では魚介類をブランド化して、高値販売しているところも少なくありません。私は、旧象潟町時代、今より十六、七年前ですが、象潟の天然岩ガキ、夏にだけ食べられ、鳥海山の伏流水で育ち、ミネラルいっぱい、全国で一番おいしいと自負して、各地区に自慢をしながら、NHKテレビ初め、各テレビに出演して宣伝をしたことがあります。その結果、象潟の天然岩ガキを食べに来るために全国各地より、たくさんの方々が当地に訪れたことがあります。現在は、その岩ガキを「象潟イワガキまつり」と題してイベントを行い、「海の幸まつり」としてイベントを続けて行っているわけですが、果たしてブランドになっているのか、または一番なのか、考えられますが、市長の考えはいかがでしょうか。

また、にかほ市の花はネムの花です。市内に多く生息するネムは、松尾芭蕉、「象潟や……」の句にも詠まれて、県内で最も温暖な気象条件にあるにかほ市を象徴する花となっています。数年前

に、象潟地区の向山の芭蕉公園に向かう道路わきに、ネムの花を植樹したが、いつの間にか松の木通りになっています。ネムの花が市の花なら、今後このにかほ市に植樹の計画があると思われませんが、金浦地区、仁賀保地区についてもあると思われしますので、計画をお伺いします。

改めてお伺いしますが、にかほ市の一番は何か、何を自慢できるか質問いたします。よろしくお願います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、BDF燃料についてでございます。先ほど佐々木正勝議員にも答弁しておりますけれども、地球温暖化対策の一環として、また、循環型社会の形成、あるいはごみの排出量削減の意味からも、廃食用油をバイオディーゼル燃料化にするということは、大変重要なことであると認識をしているところでございます。

スタートして4カ月経過しておりますけれども、なかなかまだ浸透をしていないという状況でございます。今後とも広く市民に周知しながら、回収量をふやしていきたい、根気よくPR活動を展開してふやしていきたいと、そのように考えているところでございますので、どうぞ佐々木議員からも、いろんな機会でもPRしていただければ大変ありがたいと思います。

それで、油類、私もちょっとあれですけども、動物性、あるいは化学性のものについては、この後、担当の部長からお答えをさせます。

次に、風力発電の御質問でございますが、御承知のように、平成13年度に民間企業によって、仁賀保高原一帯に豊富な風エネルギーを活用した仁賀保高原風力発電所が完成し、現在も稼働しております。この発電所の概要でございますが、1本の柱の高さが60メートルでございます。そして1基当たり1,650キロワットを出力する発電機が備えつけられております。全部で15基設置してあります。この15基の全体の出力は2万4,750キロワットで、年間の発生電力は約5,100万キロワットで、これは一般家庭の消費電力に換算いたしますと約1万5,000世帯分を賄えると試算されているところでございます。市では、事業の円滑な運営と市の振興発展を目的に、仁賀保高原風力発電所周辺設備管理業務協定書を、仁賀保高原風力発電所と締結しております。契約期間は、平成13年12月1日から平成31年3月31日までとなっております。この契約期間の18年間は、風力発電施設の耐用年数によるものでございます。また、旧西目町にあります風力発電所株式会社ユーラスエナジー西目とは、平成17年3月31日から18年間の業務協力協定を結んでおります。

風力発電はクリーンなエネルギーを供給するというと同時に、市としては観光や科学教育の場として活用できますし、また、市の貴重な収入源ともなっているわけでございます。したがって、現在、発電所に対しましては協定書に基づきまして協力しておりますが、今後増設、あるいは新設があるケースにおいては、積極的に協力してまいりたい。ただ、現状では、今、風力発電を取り巻く環境というのは大変厳しい状況にあります。これらをどういう形でクリアしていくか、これからの課題ではないかなと思っております。

次に、菜の花、ヒマワリ等の栽培についての御質問でございますが、市内の転作田では、今年度

において菜の花 195.3 アール、ヒマワリ 314.7 アール、コスモス 287.9 アール、ヒマワリとコスモスの混合で 13.8 アール、合計で 811.7 アール、約 8.1 ヘクタール作付されております。いずれも景観作物として作付されたものでございます。一方、先ほどお話がございましたが、来年に向けて仁賀保地域の馬場集落では、食用油の搾油を目的として 2 ヘクタール弱作付を行っております。

いずれ使用済みの食用油から B D F 燃料がリサイクルできることを考えれば、地球温暖化対策として一歩進んだ取り組みであるととらえているところでございますが、今後、経費的な面、あるいは経費対効果的な面などもよく検討をしながら、作付拡大ができるのかどうか、当然搾油が目的でございますが、農家の皆さんとも相談をしてみたいと思っているところでございます。

次に、安全な釣り場であります。釣り場には海や河川、湖沼などさまざまな釣り場がありますが、いずれも自然を相手に自然に親しみながらの個人的なレクリエーションでありますので、絶対に安全な釣り場は存在しないと思います。魚を釣る人は、全部とは申しませんが、心理的には人よりも多くの量、あるいは他人よりも少しでも大きく自慢できるような魚をと、他の人が入らないような新たな釣り場を探して、あるいは漁具に創意工夫を凝らしながら、魚と自然への挑戦を楽しんでいるものと思います。行政で市内全体に存在する河川、あるいは海、湖沼の一部に人工的に安全な施設を提供したとしても、一時的には女性や子供でにぎわいを見せるかもしれませんが、多くの釣り人は、先ほど申し上げましたように、他の釣り場を求め続けるのではないかなと思います。そうしたことを考えますと、釣り人のために行政で安全対策を施すのは、少しなじまないのではないかなと、あくまでも自己責任において安全対策を万全にしながら、魚釣りを楽しんでもらいたいと思います。

次に、釣り魚の放流についてでございますが、海や内水面での放流がございまして、県ではハタハタ、マダイ、フグ、ヒラメなどの回帰性のある魚種や根魚など、稚魚の放流事業を行っておりますが、その目的は、漁業資源の確保や回復等を図り、漁業者の経営安定化を目指すなどの漁業振興策でございます。また、内水面においても、個々の組合が組織の目的により放流事業を実施しているわけでございます。釣り人の対象魚は、海や河川、湖沼に分かれて、季節や時間により多種多様であります。どんな魚でも釣ればよいというわけではないようでもありますので、趣味のための対象魚の放流は、現在のところ考えておりません。

次に、トイレ計画であります。トイレは観光施設や公園などでの多数の方々の利便性を目的に、ポイント的に整備をしておりますが、利用効率の低い場所への設置は考えておりません。先ほどお話がありましたように、釣り人の心ない行動、こういうものによって市民の方へ迷惑をかけているということでの質問だと思いますが、設置した場合、維持管理費や風景上の問題も含め、設置後に起こるさまざまな事柄を勘案しますと、トイレを多く設置することは、必ずしも良策とは思えませんので、釣りをなされる方々の良識ある行動に期待をしたいと思います。

ただ、さまざまな観点から、この場所は設置が必要だというふうに思われる場所については、今後いろいろ話を聞きながら検討をしてみたいと思います。

それから、この後、にかほ市の一番については、担当の部長からお答えをさせますが、私は、やはりここに住んでいて、にかほ市の自然、豊かな自然環境、山あり、海あり、私は一番だと思って

おります。それから、岩ガキについても私は一番だと、全国で一番だと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、BDFの関係の御質問にお答え申し上げます。

市では、てんぷら油の回収について、協力者の市民の皆さんから、申し込み方式で協力していただけるように、そういう形での協力をお願いしているところでございます。その理由としては、先ほども市長からちょっとお話ありましたが、ラードとかそういう動物性の油、それから鉱物性の油、こういうものは再利用、利活用できませんので、それに加えて化学物質入りというのが、ある会社の商品名になっているものですから、市の広報誌やらパンフレットで、この油はだめですというような形も、なかなか難しいところがありまして、そういう形で、そういうことから協力していただける市民から登録していただいて、その人にはそういう情報を提供すると。そういう形での回収をお願いしていると、こういう理由でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、私からにかほ市の一番についてお答えします。

にかほ市の一番は何かということですが、俳人松尾芭蕉の「奥の細道」における一番最北の地でもあります。また、市内沿岸部は、県内でも一番温暖で積雪量が少ない地域でもあります。また、平成19年版の秋田県100の指標を見ますと、第2次産業就業者比率が県内一番であります。また、人口1,000人当たりの出生率が秋田市と並んで一番となっております。さらに、考えようによっては、にかほ市のように、海、山、川の幸が四季を通してそろそろころはございません。ですから、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、その地産地消の食材において、岩ガキもその1つでもありますし、その種類やおいしさも全国一番なのではないでしょうか。

なお、NHKの番組では、アナウンサーがそれぞれのふるさとにはそれぞれの一番があると言っております。冒頭で始まるようですが、自分の家族が一番だと思っている人もおるだろうし、自分の家族の母親、あるいは女房がつくる料理が一番だと思っている人もいるだろうと思います。まあ、競い合うような一番もあるでしょうが、それぞれの一番はそれぞれの心に持つ一番もあるのではないのでしょうか。まあ、さまざまな一番があるということで考えているところでございます。

なお、先ほどにかほ市の花でありますネムの花を仁賀保、金浦地域にも植栽したらという提案でございましたが、今現在のところ、まだその考えは持っておりません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） 油の回収の件ですが、契約をして情報を流していると、そういうふうにはパンフレットには書いてなかったような感じがしますので、できれば、来て、ちゃんと話を説明するというような — あの文章を見ただけでは少々わからないところがあると思われまして、もう少し丁寧に説明をしていただければわかると思われまして。

それと、私が質問した本気に対応するのであれば、先ほどから出ています町内会単位、もしくは会社単位、このにかほ市役所も1つですが、市役所単位とか、各地区でそのような運動を起こしていければ、いろんなところから数多く回収されると思われまして。今現在40リットルですが、実際に使う量は60リットルということで — トラックの件ですが — 購入者のトラック60リットル

ということで、20リットルはほかから持ってきています。ですから、そういう意味では、全面的にかほ市ではこういうことをやっているんだということをお知らせしてほしいと思われませんが、その辺についてはいかがでしょうか。

それと、花の植えつけについてですが、にかほ市にはいろんなところがありまして、たまたま私が調べましたところ、釜ヶ台地区の冬師に300ヘクタールの遊休地があるそうです。そして今現在、すぐ使えるのが30ヘクタールあるそうです。そして、あそこの釜ヶ台小学校から見える鳥海山、大変美しく、富士山のような鳥海山に見られます。菜の花も景観の1つであれば、あの菜の花の背景に見える鳥海山というのは、この町の一番になるぐらいの売り物になると思われませんが、その辺についてもお考えをお知らせください。

ちょっと飛び飛びになりますが、釣りの放流の件で、市長は個人と言いましたけれども、私が言ったのは個人ではなくてファミリーフィッシング、要するに家族みんなで釣りに来る。それで安全な場所がないのは仕方ありませんが、その方々が釣れるような場所を、ここは家族釣りがいいですよというところにマークをつけたり、ここはある程度はいいですよということをするのも誘客の一つだと思われまして、まして、このにかほ市には海岸と砂浜があります。その砂浜がまたおもしろい釣りができると思われまして。現在は砂浜にさおを投げるとキスとフグしか釣れませんけれども、結構ヒラメがおもしろいんでないかという、釣りをしている方々からの意見です。ヒラメが釣れたらもっと来るのにと。カレーはたまに釣れるそうです。そのようなことを思って、稚魚の放流は、そういうものでもいいんでないかなと思って。要するに、最終的にはこの地域にいろんなお客さんを呼ぶために、市長がいつもお話ししています300万人と申しますと、この地区に300万人と、1日8,000人ですか、8,000人の人を呼ばなければなりません。その1人をやはり釣りの分野でお客さんを釣るというようなことも考えられますが、その辺についてお答えをお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） BDFの回収についての再質問でございました。御指摘のとおり、まだまだスタートしたばかりで、周知徹底がなされておられない部分がございます。先ほど市長の答弁にもございましたように、今後さまざまなPR媒体を通じまして、根気よく努めてまいりたいと考えております。

そして、ただPRする、何というんですか、ペーパーとか、あるいはITでPRするだけでなく、団体の集まりの際にもお邪魔させていただきたいと、こういうふうに考えております。実際、女性を中心とした団体からは、会員が集まる時にお話しさせていただきたいと、BDFのことについてお話しさせていただきたいという申し出もございまして、環境問題に関心のある個人や団体にも協力を呼びかけていきたいと考えております。

なお、先ほど議員が事業所のお話をされましたけれども、町内会ももちろん呼びかけていきたいと思われまして、事業所のことについては、その会社の事業として出てくる廃食用油、例えば、総菜の会社とかから出てくる油については、市としては回収することはできません。それは産業廃棄物の1つとして、それなりの回収する許可を持った産廃会社が回収するということになりますので、その会社の従業員個人個人にそういうBDFのPRをしてやる、これは差し支えございませんけれど

も、その会社からまとまった量の廃オイルを市として回収することできませんので、そこら辺の誤解もないように、ひとつお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 菜の花の30ヘクタールが可能地があるというお話し、提言でございますけれども、この菜の花の景観作物というものにつきましては、減反対応ということで、水田農業推進協議会のほうで10アール当たり1万3,000円の交付金を出しているところであります。そういうことで、この30ヘクタール土地はあるのかもしれませんが、これをだれが植えるのかということも1つ問題になりますし、減反の対応水田ということであれば可能かもしれませんが、そういう金銭的な問題もあります。

それと、現在農家のほうで菜の花の栽培が進んでないという理由には、菜の花の品種が限られていると、菜種油としての品種が限られているということもあります。それから、同じ場所での連作がきかないという、2年が限度ということもあります。それから、大規模にすればするほど刈り取り機械というものが必要になるわけですが、その機械が現在のところないと。それと栽培して種をとっても、採油するところへ持って行ってお願いしても、採油するほうで販売ルートを確認していないもんですから、手数料をもらって油を搾って本人に返すというようなことで、なかなか販売ルートに乗っていけないという問題点があるようで、こういうことから、あまり菜種油というものの販売というか、そっちのほうが進んでいかないという農林課関係の事情があります。

それから、釣りのファミリーフィッシングということでありますが、佐々木議員は海の釣り堀的なことをおっしゃっているのかなというふうにも思いますけれども、なかなかこの海の釣り堀につきましても、事業費がー海の中へつくるというようなことで、大きな事業費がかかるというように、鶴岡市のほうにもありますけれども、鶴岡と温海のほうにあります。この釣り堀的なものは、温海のほうはもうだれも釣っている人もおりませんようで、鶴岡市のほうでは、まあ、何とかかんとか経営しているという状況で、これを一気に観光にもっていくというためには、そっちのほうよりは、今ちょっと思ったんですけれども、かえって市内の遊漁船の業者がおりますので、その業者と何とか連携をとりながら、そちらのほうで観光事業にはもっていけるのかなというふうに思っているところであります。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） 先ほどの油の回収、事業所の件ですが、それはわかっておりますので、個人個人が働いている勤め先としての会社の話です。

それと、その中のまた一つで、今回回収している会社ですが、一つのこのようなタンク置いていますね。あのタンクの中身というのは、先ほどお話しした化学の入っていないものも、入っているものもすべてあそこに入れてしまっているもんですから、中身は一つあけて見ないそうなんです。見れるわけがないですね、入っていますからね。それを結局会社へ持って行って会社で精製しているということでした。これは会社へ行って聞いてきたんですけれども、そういうふうなことをやっているそうです。

だから、にかほ市でも、そのぐらいの、会社名を、あの会社の商品というのは、ちょっと話それ

ますが、お中元、お歳暮でも5番目ぐらいの中に入るぐらいの売れている商品なんです。体にいいし、ダイエットにもいいからということで売れていますので、当然これ名前を出すことはできません。しかし、それだけ売れているものの油というのはあるんですよ、必ずどこかに捨てなきゃいけない、なっています。それもやはり同じような感じで、引き取っておいてもいいような感じは私はしていたもんですから、このような質問をいたしました。その点について、今後、例えば両方引き取るとか何とかということも考えられるのであれば、応分に、皆さんの油は全部引き取りますと、協力してくださいという形になれば、もっと油が集まるような感じがしますので、それについてももう一度お願いいたします。

それと、菜の花を植えるとお金がかかる。一般市民の方々は、私も含めてそうですが、情報を提供する、ボランティアすることはできます。しかし、市は、行政はそれをどういうふうなところでお金を使うかというのが役目の1つだと思われています。ですから、これを頭から、お金かかるからだめだというような言い方ではなく、違う方法でできる方法も考えてほしいと思われていますが、それについて、これからいろんな市民からの情報をどういうふうにするかというのが大切と思われるので、答えは要りません。その辺も今後ひとつ頭の中に入れてください。

それと、先ほどの魚の稚魚の放流の件ですが、私が言ったのは釣り堀ではありません。あくまでもこのにかほ地区 31.5 キロの沿岸、砂浜のあるところには砂浜で釣るフィッシング、それから岸壁で岸壁のフィッシングで、この地区に本当に楽しんで来れるような観光客を誘致することを考えていますので、釣り堀つくるとかという考えではありませんので、自然のものを自然に釣り上げる。ただ、にかほ地区はこういうことやっているなど、だから、魚が釣れるから来てほしいという言い方は私はあると思いますので、その辺についてももう少し研究、勉強をしながら行ってほしいと思われれます。それについてももう一度お答えをお願いいたします。

ひとつ参考のために、岩城町の出島、最初は港として、漁業者の根拠地としてつくった出島です。最近、やはり釣りの方を呼ぶために利用をしたいということで目的の1つに挙げたそうです。まだ現在完成していませんけれども、釣りと観光目的で活用できればいいということで、137億円を、これ県のお金だと思いますが、投資して、23年に工事が完了するそうです。このぐらいのお金がある所で使われるのであれば、うちのにかほ市でもある程度の予算をいただいて、昔からの釣りをもう少しふやすようなことを考えてもいいと思われれますが、いかがでしょうか。特に、この出島というのは海の先に延ばしているものですから、いろんな魚が釣れます。きのうあそこに約300人ぐらいの人がおりました。ハタハタ釣りで満員でしたけれども、1日いっぱい約1,000人ぐらいあそこに来るそうです。それが約1ヵ月続いて、あそこにいろんな方が来るそうです。それも観光客の人だと思って、あそこの観光関係者は見ておりました。それについてお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） BDFに再生できる廃食用油と化学物質入りの廃食用油を両方回収したら、トータル的にもふえるのではないかと御提案でございましたけれども、いわゆるBDFに加工できるのもふえるのではないかと御提案でしたけれども、私どもといたしましては、あくまでもBDFに加工できる廃食用油に限定させていただきます。化学物質入りの廃食用油について

は、大変申しわけございませんが、これまでと同じように、各家庭において凝固剤で固めるとか、あるいは紙類にしみ込ませて出すとかという形でしていただきたいと思います。

と同時に、私どもといたしまして、BDFに加工できる油はこういうものであるということで、何度も申し上げますが、今後のPRに力を入れてその普及に努めてまいりたいと、こういうふうにしております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 魚のポイント、釣りのポイントということは、観光パンフレット等で表示して案内することは可能でございますけれども、そうしたことも含めて検討はしたいと思います。と思いますが、漁港施設での岩城の話ありましたけれども、それは関係ないとして、やっぱり漁港施設であまり活用されると、漁港施設の安全性、そういうこともあって、だんだんあまり余計になれば、規制される可能性が出てくるのではないかなと、私、今心配しているんです。ですから、これはもう当然魚釣りの皆さんのマナーというのは大切になっていくわけですけれども、先ほどお話ししたようなことについては、これからの課題として検討をさせていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） ちょっと魚釣りの件でもう一度お願いします。

たしかに、今、市長が言ったとおり、規制をしてほしいという漁師の方々があります。しかし、それをうまくするのが行政の役目ではないかと私は思っています。漁師の方々が、たまたま今現在です、これはきのうの話です。自分の魚場に行くためには車で来たんだけど、そこまで行けなくて、反対側に、右側駐車というんですか、右側駐車ととめたそうです。そしたら、たまたまそこにパトロールした方々が、「あんた、これ駐車だめです」と。その漁師の方が怒って、「じゃ、ここはストップするべ」と。私は言いました。「何とかストップしないで、観光客の一つとして見てほしい」と、「ここ1ヵ月ぐらい辛抱してください」と。「車を右側にとめるのは、あなたも悪いとめ方です」と言いましたが、やはりそういう懸念はあると思いますが、そこを行政のほうで駐車場を少しつくるとか、草を刈って — 草場があるんですよ。草を刈ってそこへ置くとか。駐車場がないのは象潟地区だけなんですよ。あと金浦地区も、平沢漁港もすべて駐車場があります。その辺も含めて魚釣りのお客さんをもう少し大切にしていければ、一步でも300万人に近づくと考えますので、その辺もう一度お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 観光客も大事です。漁業者の皆さんも大切です。ですから — ただ、そういうところに行政が区画割りをしてどうのこうのというのはどうかなということで、今質問あったので、そう思っているんですけれども、そういう調整までも行政がやらなければならないのか、この辺ちょっと今疑問に思っています。適当なお答え今の段階ではできません。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） それは後日検討してください。

ということで、トイレの件について再度お伺いします。先ほど市長は、むやみやたらにはできないと言いましたけれども、その月によっては考えなきゃいけないと。これを早急に考えてほしいと

思われます。私が話した業者の方ですが、大変困っております。自分の道具をとりに行くのに踏んでしまうんですよ、上見ていくと。周りは臭いがするんです。たまたまきのうはあまり頭にきて錨を周りに置いて入れないようにしたそうです。それでも夜は関係なく踏み込んでいくのは事実なんです、現在。ですから、一度は現場を見てもらって、どのような対策ができるのか、それは早急に検討すべきだと私は思います。というのは、今、ハタハタ釣りが始まったばかりです。もうこれから1ヵ月ぐらい続くんですよ。

それについてと、にかほ市の一番ですが、なぜ私が一番にこだわるのか。先ほど総務課長が言った「一番」とは私ちょっと感覚が違う「一番」なんです、今から2年前でしたか、北都銀行ねむの木会で「めん虎 — なんでんかんでん」の川原ひろしさんの講演の中で、1番と2番の違い — これ市長も恐らく聞いたと思いますが、1番と2番の違いというのを聞きました。

例を言いますと、日本で一番高い山は富士山である。これだれでも知っています。しかし、2番の高い山はどれだかと聞くと、ほとんどの方が答えません。その違いが1番と2番にあるわけです。ですから、「家族が一番」というのはこれは、私が言っているのは宣伝するための1番、2番です。で、「家族一番」というのは、自分のうちで言えばいいことなから、世界に向かって、うちの町が一番だというものを私は挙げるべきだと思って、今回の質問をしました。決して、にかほ市で一番だからってちょこちょこ言うんでなくて、テレビ局も来るような一番をつくりたい。今私はそんなにないと思うので、何とかその一番というものをこれから作り上げていくべきじゃないかと思って、あえてないのはわかって、自慢するものないというのをわかって質問いたしました。岩ガキは確かに私一番だと思っていました。最近、庄内の岩ガキ、テレビで宣伝しています。同じ文句なんですよ。「鳥海山の伏流水を含んで、ミネラルいっぱいの岩ガキ、一番おいしい」。まして、たまたま道の駅に行きますと、あっちは600円、こっちは300円で売っています。そうするとお客さんは600円の岩ガキはやっぱり一番でないかという発想するときあるんですよ。これはやっぱり業者考えで何ともならないかもしれませんが、それだけもっと真剣に一番を売るんだということで、ブランド化してほしかったと今思っていますけれども、これから本当に一番をつくるためにも、何かしなきゃいけないと思います。

それで先ほどお話ししたネムの花ですが、まだ植える予定がないと言いましたが、植える予定がないのににかほ市の花がネムの花、私はちょっとこれやっぱり納得いかないところありますね。やっぱり金浦地区や仁賀保地区にもネムの花植えて、どこでもネムの花あって、初めてにかほ市の花じゃないでしょうか。この辺についてお聞きします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 順不同にお答えします。

ネムの花、これは仁賀保地区に行っても、金浦地区に行ってもあります。ただ、これを植栽して定着させるというような形になりますと、大変難しい木です、この花というのは、少し枝切れれば、すぐそこからやけて腐れて倒れてしまいます。なかなかこれ難しい木で、種からやるのが一番いいのかなというふうに私思っていますけれども、いずれそういう形のものも検討をしていきたいと思っています。

それから、にかほで一番、さっき言ったとおり、私は一番だと思っています。新しいものをつくる、例えば、今岩ガキのことを話ししましたが、鶴岡の物産店に行ってみなさい。庄内の分は300円であれば象潟の岩ガキ600円で売っています、逆に。鶴岡の国道のわきの物産店。ですから、それはその時期時期のものもあると思うんですよ。ですから、私は岩ガキは日本一だと思っています。

あとトイレについては、少し現地調査をさせてください。以上です。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） 安心いたしました。一番の岩ガキ。期待しています。

ということで、もう一点、一番について質問いたします。前秋田公立美術工芸短期大学の学長の石川先生が、提言内容を話しました。「象潟の改造を提言したい。象潟を江戸時代の地震前の姿に戻す。田畑になっている土地を県と市が買収し、これに水を入れ湖をつくる。そうすれば内陸の松島や瀬戸内海のように美しい風景が復活し、地域の観光業が賑わうであろう。今、お米を作ってもあまりお金になりませんから、象潟の田んぼを少し掘り水を引き、船を浮かべると「内陸の松島」になる。そんなに自然破壊をしなくとも観光地として生き返る。そうすれば、あの地はかなりの観光客を集められると思います。公共事業で大いにやればと思っています」という発表をしておりますが、私はこの発表はこれでいいと思いますが、まだただの発表です。このときに、にかほ市として、やはりアタックすべきだと。うちの農家の方々に話して、それと同じく並行して、せっかく話が来ているんですから、ある程度これは乗れる話だと思っています。

今から20年前、こういう話をやはり町当時のときにお話ししました。そしたら、「んがだ、ばか、何言ってるんだ」という感じで見られました。ところが、最近の農家の方々は、逆に思い切って減反して水張ってくれという方もおります。それを踏まえると、この話は少し現実味があるような話になります。これをすることによって、にかほ市の一番、象潟自慢、ブランドになると思われますが、それについては市長の考えはいかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 確かに、石川好先生そういう形で提案はしております。まあ、生産調整で休んでいる田を集積して、5月、6月のような形に水を張ることは可能かもしれませんが、それを例えば船を浮かべてとか、何とかというふうになると、やはり相当の面積規模にもなりますし、莫大な経費もかかると思います。その莫大な経費の前に解決しなければならないことがたくさんあると思います。天然記念物、象潟の跡、それから農家の問題、それからその水ためたことによるの動植物への影響、場合によっては、あの島に生えている松なんかも枯れる可能性もあるわけです。そういういろんなことをクリアしていかなければできないわけございまして、私は今の段階であそこに水を張るとー生産調整のものを集めて水を張るといぐらいのものはいいとしても、通年水を張るといのは、あまりにもいろいろなことが問題があり過ぎて、今の段階では私は困難だと思っています。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） ある程度可能性があるのであれば、困難だという前に下調べをして、こ

れはだめ、これはいい、これはだめとかというそういう調べ方をして、今の答えであれば私も納得しますが、ただ難しい、容易でない、木が枯れそうだ、あくまでも仮定の話であって、仮説であって、実際に本当に木が枯れるのか、問題がいろいろあるのかというのをやはり挙げて、実際にやりたいという話があったのに、少しはこたえるような姿勢を見せておくべきだと私は思っていますので質問をしたのですが、その辺について。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） ですから、生産調整の休耕している田を集めて、そのくらいの形のものができるかもしれませんが、掘り上げをして、水を、例えば遊覧船、小さい船でも回すというような形になっていくと、私は大変だと思っています。当然、蛸満寺の旧山門のあたりの松は、恐らくすべて死んじゃうでしょう、水をためることによって。あれが通年の形で水をためたり、落としたりしているから今の形になっているけれども、あれは通年水をためてみなさい。松なんかすぐだめになりますよ。

そういうことも踏まえて、ある程度の一定の期間集めてあそこに田んぼの、何というかな、田植えの時期ばかりでなくて、延長してやるような形のものはいいかもしれませんが、掘り上げてあそこに水をためるとするのは、確かに提言は貴重な提言でございますけれども、ちょっと私の考え方では実現不可能ではないかなと思っています。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。時間が迫っておりますので。

19番（佐々木平嗣君） この「一番」というのについていろいろこだわりましたけれども、将来的に、今の岩ガキもそうですが、一番であれば一番という表示をどこかに出すことも必要だと思われます。また、私が今まで話しているのは、あくまでもこのにかほ市を観光都市を目指すための質問の一つになるのだと思って私はしていますが、自分たちが一生懸命頑張ってもできないところ、それを行政にお願いしているのであって、できるところは団体でやりたいと思っていますので、今後ともその辺についてお願いをしたいと思っておりますし、今言った一番のものを挙げていって、宣伝を堂々とできる場所を、または物をつくっていただきたいと思っておりますが、それについて再度お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 市長、簡単に一言。

市長（横山忠長君） 今後検討するという、研究してみるということしか言いようがありません。

議長（竹内睦夫君） これで19番佐々木平嗣議員の一般質問を終わります。

所用のため3時10分まで休憩します。

午後2時51分 休憩

午後3時9分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番竹内賢議員の一般質問を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） ちょっと項目が多くて、皆さんにお気の毒だと思うんですけども、最後までひとつよろしくお願ひしたいと思います。20年前の背広で質問させていただきます。

最初の質問は、税源移譲による住民税負担の救済策の徹底についてですが、この件については12月1日の広報にも少し載っていますし、ホームページでも出されております。ただ、私は、この4年間、国が進めてきた庶民に対する増税を見ました。2004年の1月に、所得税の配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止、これが38万円からゼロ円とか、こういうふうにずらっと並んでいます。最終的に — 最終的にというか、去年のいわゆる定率減税の廃止と、そして所得税から地方税への移譲と、そういう形になってきているわけですけども、ものすごい増税で庶民は、これはもう所得はふえない中で引かれるものは多いと。今回も国民健康保険の年金受給者からいわゆる天引きという名前で — 私は天引きじゃなくて、「天」じゃなくて「地獄」だと思っています。「地獄引き」だろうと — そういうふうにしてきているわけですが、今回、質問したいのは、国から地方への税源移譲により、住民税率が一律10%になりました。国も市も所得税と住民税の負担は総額で変わらないと宣伝をしてきました。しかし、所得税はその年の所得に対しての課税であり、住民税は前年の所得に対して課税される仕組みとなっています。このため、退職などにより前年より所得が大きく減った人は、所得税の減額分が受けられないという矛盾が生ずることになっています。国は、この救済策として、その減額分が住民税から受けられる救済策をつくっております。

さらに、住宅ローン、減税対象者についても、所得税からの減税が受けられなくなった分を住民税で受けられることとなっています。該当する市民が、全国的にいうと300万人と一説には言われておりますが、市民の中にも当然この救済策を受けられる方がいらっしゃると思います。その人方が損をしないように、市としては最良の対策を講じていくことが大切だと思いますので、広報、あるいはホームページで見えていますけれども、率直に言ってそんなにわかりません。わかりやすく、あなたは19年度に退職していますから、18年度よりもずっと所得が減っていますよと、しかしながら住民税はがばっと上がりましたと。したがって、あなたはその分住民税で7月1日から7月31日までの申告によってというか、それでできますからということ、そういうことができないのかどうか、そういうふうにして救済をすると。そこまでやっぱり私はやる必要があるというふうに思いますので、その点について伺います。

2点目は、合併してから20年、21年、22年といわゆる5年計画の中で、来年は中間に入ります。したがって、いろんな基本計画とか基本設計とかそういうものが具体化されていくことになるわけです。

社会教育中期計画についてということで2点目です。社会教育中期計画を策定しているわけですが、総合文化施設の建設が合併の条件として進められようとしている中で、今中期計画がつくられている段階です。したがって、現在までのこの進捗状況と、策定委員会で最も社会教育中期計画についての論議をされた事項、どういう問題があるか。目の前のいろんな行政課題について当たることは必要だと思うんですが、将来の人づくり、そこがやっぱりにかほ市の生きる大きなかなめだと

思っています、ポイントだと思っています。したがって、社会教育中期計画というのは大切な問題だと思しますので、その点について伺いたいと思います。

2 つ目は、にかほ市の図書館機能サービスについて。いつも図書館の問題を出しますけれども、この社会教育中期計画の中で、図書館機能サービスの問題について、あり方について、どのように検討をされているのか。残念ながら、19 年度地域の図書館サービス充実の支援事業については、文部科学省からの助成を受けることができなかつたわけですが、しかしながら、文部科学省から受けられなくても、市独自として将来の人づくり、子供たちが喜んで行けるような、あるいはお年寄りまで行けるような図書館の機能をどうつくっていくかということは、大きな課題だと思いますから、この中期計画の中でどういう論議がされているのか。

それから、3 つ目は、建設を計画している文化施設についてどのような論議がされているのか、この点についても伺いたいと思います。

3 点目は、地域福祉計画がことしの3月、ちょっと遅くなりましたけれども、いずれつくられました。その中で次世代の育成支援行動計画もっております。法律の第8条第1項では、市町村の計画策定に当たって、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備についてというふうにして1項目のっております。ともすれば地域福祉計画だからということで、図書館とかそういう問題については抜きにされておりますけれども、私はやっぱり子供たちを総合的な教育の環境、いい環境の中で育てられる、あるいは育ていく、そういうことは福祉計画の中でも当然検討されていくべきだと思っていますので、こういう図書館の問題について、この福祉計画の中でどういう提言や論議がされたのか、伺いたいと思います。

2 つ目は、次世代育成支援行動計画の前期5ヵ年計画ということで、17年から21年度まであります。20年度から後半に入ります。21年度までの到達目標数値もこの計画の中には明らかにされております。そこで、来年度予算がもういろいろ話し合われていると思います。実効ある事業計画が出されていることを期待しながら、特に放課後子ども教室と学童保育クラブ、それから児童館設置等の到達目標数が挙げられていますので、19年度から21年度の事業実施計画を見ますと、これらについては具体的に実施計画の中には反映されておられません。したがって、20年度予算を今策定しつつある中で、どういうこの到達目標に掲げている数値に迫っていくのか、この点についての考え方を伺いたいと思います。

それから、4 つ目です。以前にも質問をしている点もありますが、高齢者が住みやすい公営住宅政策についてということで、現在、都市計画マスタープランがつけられつつあります。19年度は現況分布と市民意向調査、あるいは計画概要版の作成等がのっています。20年度が全体構想と地域別構想資料作成、報告書作成と、こういうふうスケジュール的には言われていると思います。

総合発展計画では、住宅マスタープランを策定するとあります。また、質の高い住環境を備えた公営住宅の整備をすとなっています。その中で、高齢者の生活に適した公営住宅とは、どんな環境のもとにあったほうがいいのか、あるいはどんな住宅なのか。地域福祉計画を見ますと読み取ることができません。高齢者が生活しやすい環境の中で、自分の力で生活できる公営住宅が必要だと考えます。これは交通の便も、あるいは医療の面からも、あるいはお買い物近くを求める場合も、

そういうことを考えた公営住宅政策が、私はあってしかるべきだと思います。今、福祉計画という、例えば、介護とか医療とかそういうことをすぐ言われますが、そうじゃなくて、自立できる、自活できる、そして自分の足でやっぱり買い物に行って、お医者さんに行って、あるいはバスに乗ってと。そして、自分で買って来た食材で料理をして楽しむ、暮らす、そういうことが今は一番大切だと思いますので、そういう高齢者の思いが配慮されたものになるのかどうか、その点について伺います。

20年度、松ヶ丘団地1棟12戸、2億395万で実施計画にのっています。入道団地と入湖の潤団地については、これは廃止をすると、そういうふうになっていますが、現在の入居状況がわかりましたらお願いします。そして住民の意思がどういうところにあるのか — そこに住んでいる人方です。

5つ目であります。自殺予防対策について。この質問書を出したのが11月14日ですが、先日の魁新聞によりますと、にかほ市の自殺者は、17年度は24人だったけれども18年度は8人に減ったと。私は非常にいいニュースだと受けとめました。ただ、全国的には18年度も3万2,155人ということで、3万人を超える自殺者がおります。ともすれば、私たちはプライバシーとか、そういうふうにして避けたがりますけれども、これは18年の6月に自殺対策基本法ができて、そして19年には「自殺対策白書」も出されております。理念として、「自殺が個人的な問題としてとらえられるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されなければならない」というふうになっています。また、「自殺は追い込まれた末の死である。しかしながら、防ぐことはできる。サインを発しているのだ」と、こういうふうにも載っています。私たちも、そこをやっぱりきちんと受けとめなければならないと思います。

そこで伺いますが、1つ目は、当市の17年の自殺者は24人であり、10万人当たりになりますと80人を超えることとなります。全国ワーストワンという秋田県の自殺率よりも大きく上回っています。18年の秋田県の状況は482人と、前年度より35人多くなっています。先ほど、にかほ市の場合は言いました。で、県警のまとめでは、原因・動機として、病苦が約3割2分強、次いで経済生活問題が3割となっています。18年度の当市の自殺者数と原因・動機、特に多い年代について把握をしていましたら、その点について伺いたいと思います。

2つ目は、当市は、今年度から21年度まで、県の自殺予防モデル地区の指定を受けて対策を行っておりますが、現在までの活動状況について、特に特徴点がありましたら伺いたいと思います。

3つ目は、先ごろ実施された — 私も書きましたけれども — 「心の健康づくり調査」の集約状況がどうなっているのか伺いたいと思います。

4つ目は、原因・動機で多い経済生活問題について、解決を求めて相談を受けた場合、市としてどのような対応をしているのか、伺いたいと思います。

最後に、まちづくり交付金事業と財政計画への影響についてですが、まちづくり交付金事業は、総合発展計画策定後に浮上したものであり、事業内容について — 特に事業内容についてです — この事業を検討している段階で、一つのメニューから次々と派生してできたものもあります。国に本要望を提出する段階で、将来の財政への影響について、どのような検討がされたのか、

経過について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、竹内議員の御質問にお答えいたします。

初めに、税負担の救済策についてでございます。

退職等何らかの影響により、平成 18 年中の所得と比べて平成 19 年中の所得が減少し、所得が非課税となり、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみ受ける方については、既に納付済みの平成 19 年度の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を、20 年度に還付することになります。この場合、20 年度の住民税が確定した 7 月 1 日から同月の末までの間に申告することが必要となってまいります。この仕組みの詳細については、1 月 15 日と 6 月の広報に掲載予定でございますが、市民の皆さんには、先ほどお話ししましたように、なかなか理解しにくい面があると予想されることから、6 月中には還付されると思われる方々に対して通知を送付してから、申告書を提出していただくと考えているところでございます。

また、所得税の税率が下がったことによりまして、住宅ローン減税を所得税から引き切れなかった方については、その分を平成 20 年度の住民税から控除することになります。この場合についても、それに係る申告書を提出しなければならないとなっております。確定申告が必要な納税者については、確定申告期間の 2 月 7 日から 3 月 17 日まで、また、確定申告をする必要のない方については、2 月 7 日から 4 月 15 日までの間を受付期間と、そのように考えているところでございます。この制度につきましては、12 月 1 日の広報にも掲載しておりますが、今後 1 月 15 日と 3 月 15 日の広報にも掲載を予定しております。

なお、個々についての通知は、申告状況を勘案しながら対応を検討したいと考えておりますが、納税者が不利益をこうむらないように、あるいは申告漏れのないよう制度の周知に努め対処してまいりたいと、そのように考えております。

また、税源移譲に関する制度の改正についてのパンフレットを、税務課、仁賀保、金浦の各サービスセンターに備えつけているほか、先ほどお話ししましたように、ホームページに申告に関する各種控除の内容を、これまで以上に詳しく掲載する予定でございます。

次に、自殺予防対策でございますが、今年の秋に公表されました人口動態確定数によりますと、平成 18 年度のにかほ市における自殺者は 8 人でございます。平成 17 年の 24 人に比較いたしますと、3 分の 1 に減少をしております。自殺者の 8 名中男性が 6 名、女性が 2 名でございますが、年代別では、20 代、40 代、50 代、60 代が各 1 人、70 代と 80 代が各 2 名となっております。

自殺の原因と動機などについてでございますが、にかほ市の自殺者における資料は公表になっておりませんので、申し上げることができませんが、先ほどお話ししましたように、秋田県警が調査した県全体の原因別では、病気に起因するものが 32.7%、経済的なことが 30.4%、精神障害、家庭問題、就労問題、男女問題、学校問題などその他が 36.9%となっております。

次に、自殺予防モデル事業としての現在までの活動状況についてでございます。

まず、にかほ市心の健康づくり、自殺予防ネットワーク会議を立ち上げまして、地域における組

織などが連携して、自殺予防対策の推進を図ることといたしました。構成といたしましては、市の医師会の組織であります精神保健事業検討委員会、秋田大学、由利地域振興局福祉環境部、そして私どもの健康推進課を専門部会として位置づけをしております。

また、自主活動を促進する組織として、商工会、企業関係者、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員、老人クラブ、教育関係者などが構成する代表者会議を設けました。まず、今年度は、住民の心の状態を把握して、この事業が効果的に行われるためにはどのような方法があるのかを検討するための基礎調査として、秋田大学医学部健康増進医学分野における心の健康づくり調査を実施したところでございます。

他の事業としては、心の相談事業として、月1回の臨床心理士による相談、精神保健相談として月2回の精神科医師によるうつ病などの相談事業を実施しております。また、精神障害者サロン活動として、精神保健ボランティアの皆さんが週2回ないし3回、うつ病などの傾聴ボランティアを行っております。こうしたボランティアの皆さんへの育成講座も年5回開催し、専門的な知識を身につけていただいているところでございます。

次に、子供たちに対してでございますが、小学校6年生に対しまして、いじめ防止、ストレス対処法の授業を心の教室として、臨床心理士の先生をお願いしております。

また、先ほど申し上げましたが、住民の心の状態を把握して、この事業が効果的に行われるための基礎調査として、秋田大学医学部健康増進医学分野における心の健康づくり調査を、30歳から79歳までの市民を対象に実施いたしました。入院している方を除き1万8,585人に調査票を配付しましたが、調査に協力していただいた方は1万5,094人で、81.2%という高い回収率でございました。市の調査としては、県内で最も高い回収率で、市民の心の健康、自殺予防への関心の高さがうかがわれる結果でありました。この結果については、現在秋田大学で取りまとめて分析をしておりますが、2月15日発行の広報には公表できるのではないかと考えているところでございます。いずれにしましても、今回の調査によって、この地域はどのような事業を実施すれば効果が上がるのか見えてくるのではないかと期待をしているところであります。

他の自治体におけるこの事業の成果としては、自殺問題をタブー視せず、自殺予防を正面に掲げた活動で市民への啓発が進んだ、うつ病対策相談体制の強化などが組織的に実施された、自殺予防を含む地域づくりに関する市民運動の芽生えが見られた、自殺者が減少したなどがありますので、今後積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経済生活問題の解決方法を相談された場合、市としての対応についてでございます。市といたしましては、現在、専門の窓口は設けておりませんが、社会福祉協議会において、ふれあい相談や無料法律相談を開設して対応しております。また、消費者問題の窓口として、生活環境部が、また、福祉事務所においても、保護申請の際に、多重債務を抱えている方には相談窓口を紹介するなどの対応を行っております。また、先般、市町村における多重債務問題の解決ということで研修会を開催したところ、多数の職員が受講しております。いずれにしましても、今後、法律と相談等の開催回数をふやすことなどにより、市民の相談チャンスが広がるような方策も考えてみたいと思っております。

次に、まちづくり交付金事業についてでございますが、事業採択に向けて、金浦地区都市再生整備計画を、ヒアリングを受けながら、10月30日に県に提出したところであります。これに先立ち、担当課より財政当局を交えた整備計画の事業内容について説明を受け、必要性やその効果、財政計画との整合性など、個々のメニューについてさまざまな観点から検討を行いました。

その中で、文化施設については、さきの議会でも述べておりますが、ある程度施設の規模を見直すことなどにより、市の財政を圧迫することはないと判断し、用地費を除いた建設費を30億円以内というふうにお話をしたところでございます。また、全事業メニューの事業費及び事業規模、内容などを極力縮小した計画にするよう手直しをしたところであります。この事業は、住民による検討会及び町内検討会で検討合意されたものであります。今後、市民の声を聞きながら、国の指導のもとに財政的な負担についても十分考慮しながら、本事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

他の質問については教育長と担当部課長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 私のほうからは、大きい2番目の社会教育中期計画の御質問について答弁をさせていただきたいと思っております。

進捗状況、それから検討、または議論された内容についての御質問でございますが、本格的な議論はこれからはなされるという計画ですので、十分なお答えになるかどうかわかりませんが、一応進捗状況などを含めて答弁をさせていただきたいと思っております。

この中期計画の作業については、まず、各社会教育施設の職員が8月に社会教育、社会体育、それから芸術文化財といった3つの部門に分かれまして、部会を開催しながら素案をつくってまいりました。

9月12日に策定委員であります社会教育委員10名と由利出張所指導主事をアドバイザーにお願いして、第1回目の委員会を開催しております。第1回目ということで、事前に配付しておりました素案の内容、それから社会教育の意向調査の質問事項、今後の日程などについて審議をさせていただいておりますが、それを受けまして、9月19日には、18歳から80歳代のランダムに選出した市民の方々2,000人に、社会教育に関する意向調査票を発送しまして、9月末までに回答をいただいております。現在、その結果について集計がほぼ完了しております。これに分析を加えているところでございますが、今後、先ほど申しました素案に今回の意向調査結果の分析内容を加えまして、その上で本市の社会教育の課題、改善点など、いろいろな点について本格的な議論をしていただいて、計画を具体化してまいるという予定になっております。したがって、まだ個々のテーマごとの議論には入っておりませんが、図書館サービスのあり方について、今後の委員会の中で当然読書活動の推進方策や中期計画における図書館の位置づけ、サービスのあり方などが議論されていくものと思っております。

文化施設についても同様でございますが、今後、中期計画を推進していく上で、将来的な活用方策といったものを議論されていくものであるというふうにご認識していただければと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。大きい3番の地域福祉計画の次世代育成支援行動計画等につきましてでありますけれども、小さい1番目の答弁でございますが、次世代育成支援行動計画策定の段階におきまして、図書館の果たす役割についての提言、あるいは読書環境の整備についての論議は、子育て支援文化会、あるいは全体会におきましても、特に論議はなされませんでした。

それから、2番目の放課後子ども教室、学童保育クラブ等の現状と実現に向けた計画についてということではありますが、次世代育成支援行動計画につきましては、本年の3月に、21年度までの前期計画を見直しておりますが、この計画に沿って実現に向けて努力してまいりたいと思っております。さらに、平成21年度には、22年度から26年度までの5ヵ年計画を策定することになりますが、これにつきましても市民のニーズというものを再確認いたしまして、後期計画策定に臨みたいと考えております。

さて、前期計画におきまして、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブの実施箇所は、21年度目標を8ヵ所、また、児童の健全育成の中には、放課後子ども教室の21年度設置目標を3ヵ所としているところであります。これは地域における子育て支援サービスの充実、あるいは仕事と子育ての両立支援を図る上で、両事業とも重要な政策として位置づけまして、学校区単位に1つ、あるいは旧町単位に1つという目標を定めたものであります。

学童クラブの現状であります。市内にある4つのクラブの登録児童数は、平成18年度と平成19年度を比較いたしますと、全体で14人の増でわずかにふえております。それから、実際の1日当たりの利用人数は、平成18年度と19年度の比較で0.9人の増となっております。クラブのない学校区につきましては、子育てサポーターやクラブの送迎によって利用できるように対応しておりますが、利用者に大きな変化が見られない現状でありますので、来年度以降につきましても、登録者の状況、あるいは利用実績を見きわめまして、適正なクラブ数の確保に努力してまいりたいと考えております。したがって、実施計画におきましては、現状維持で計画を立てたいと考えておるところであります。

一方、放課後子ども教室の現状と計画についてであります。放課後子ども教室は、平成10年度から平成21年度目標の3ヵ所の公民館を拠点に事業実施しております。これにつきましても、来年度以降については、今年度同様に事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 大きい4番目の高齢者が住みやすい公営住宅政策についてお答えいたします。

高齢者が日ごろ生活する上で困っていることは、バス停が遠い、車に乗せてくれる家族がいないなど、日常の買い物や通院時の交通の不便さであります。高齢者が生活する上では、交通の便のよい市街地が望まれます。また、住宅の構造は、若い人には気づかない思いがけないところでの事故や生活上の不便さなど、多々あると想像されます。これらを解消するには、バリアフリーで段差がなく、転倒することなく移動しやすい廊下、トイレ、階段などに手すりを取りつけられている、ド

アなどがあげやすいなどであることが考えられます。公営住宅の整備に当たっては、長寿社会に対応し、加齢による一定の身体機能の低下などが生じた場合でも、そのまま住み続けることができるように、段差の解消、廊下幅の確保、手すりの設置などに関し日常生活の安全性、介助行為の容易性について適正な数字を確保しているところであります。

20年度建設の住宅でありますけれども、これにつきましても、国土交通省の長寿社会対応住宅設備指針に準拠していくこととしております。

今後、一層の高齢化社会を迎えるに当たって、弱者に優しいバリアフリー化した公営住宅に改修が必要があると思われませんが、高齢者が自立していくためには、隣近所、地域の方々による毎日の支え合い、助け合っていくことが最も大切なことだと考えております。

それから、入湖の潤団地の入居状況でございますけれども、3世帯の5人と、あと入道島につきましては、15世帯の28人というふうになっております。そして入湖の潤団地につきましては、解体の方向ということでお話はしておりますけれども、入道島団地の方々については、まとまった話はまだしてございません。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目については、方針について理解をしますし、ぜひ損をする人がいないようにして、徹底した通知というか、そういうことをお願いをしていきたいと思えます。これは求めたいと思えます。

2点目についてですが、社会教育の中で、特に図書館の問題についてです。今の答弁ですと、図書館の位置づけとか、あるいはサービスのあり方、そういうものについて当然話し合われると、そういうお話でした。これはそのとおりだと思います。そこで、これは市長の市政報告の中で、新しい職員を採用するということを出されていますが、行政職2名、保健師2名、臨床検査技師1名というふうに出されています。一方、11月15日の広報によりますと、図書司書臨時職員ということでは1名募集。内容として、市内の図書館、図書室、小学校というふう指定していますが、小学校図書室での貸し出し業務等というふうになっています。確かに、臨床検査技師とか、あるいは保健師というのは、これからの保健問題について、あるいは医療の問題について市民の健康増進のためには必要なことであると思えますけれども、それと同時に、図書館についても位置づけの問題についてこれから論議をするというお話でしたが、図書館についてもぜひ臨時職員というふうにして、去年ですと、1名配置され、そしてまた今1名募集するわけですが、1館2室、それから学校図書館との連携、そういうものが当然あった場合に、臨時職員でいいのかどうか、これもひとつ中期計画の中で論議をする必要があるのではないかというふうに思えます。これは人づくり、あるいは子供たちの教育環境の整備、やっぱり育っていくということ、環境を整えて自主的に、自立的に育っていくという環境は、にかほ市としてのやっぱり宝を育てることになりますから、その点についてどのようなお考えを持っているのか、伺いたいと思えます。

2つ目は、地域の福祉計画の中で福祉部長は、学童保育クラブと放課後子ども教室の内容については言われましたけれども、あえて言わなかったのか、児童館の設置については21年度1館というふうになっています。現在にかほ市には児童館がありません。条例上はあることになっていますが、

実質的な児童館の活動をやっているところはないわけです。したがって、ここについてもどういふふうにもっていくのか伺いたいと思います。

それから、高齢者の住宅についてです。今の答弁の中で、望まれるということで、市街地で交通の便がよくてと言われました。今、計画されている 20 年度の - まあ、当初方針からいきますと、入道島団地と入湖の潤の団地は解体の方向だと、こういうふうに言われてきましたから、ところが、今現在、入道島団地は 15 世帯の 28 人、そしてお年寄りの方がかなり入っています。何人かとやっぱり私も話ししているんですが、ここにいたいと、マックスバリュも近いし、あるいは近くにお店屋さんにちょっと道路越えて行けばありますしと、それからお医者さんにも車を押しても行けますと、それから電車にも近いと、こういう話をされて、できればやっぱりここに住みたいんですよと、こういう話をされています。したがって、確かに古くはなってきましたけれども、あすこ 3 棟の中で 2 棟だから、2 棟は修繕をして残しておきますよと、そのかわりお年寄りの人方に入ってもらえるようにと、こういう形にできるような、いわゆる住宅マスタープランというのができないものかどうか、その点について伺いたいと思います。

自殺予防対策については、それこそ私は 24 人から 8 人に減ったと。これは本当によかったなと。その原因についてはよく私はわかりませんが、市のほうで 16 人減ったその理由についてというか、原因・動機の関係と分析をして、どのように減ってきたのか、あるいは市がいろんなことをやってきたから減ったのか、この点について見ていることというか、考えていることがありましたら伺いたいと思います。

それから、その中で、対策として、特に 4 つ目の原因・動機で多い経済生活等について、対策として社会福祉協議会というふうに言われました。私はこれは、できれば、きちんとした、市には 3 つの庁舎があるわけですから、ここで対応できる問題でないかと思うんです。特に、経済の問題についていうと、奄美大島のいわゆる対応については、今、福祉部長は頭を振っていますから知っていると思いますが、徹底して、それこそ市の仕事の中でつかんだものを利用しながら、活用しながら、プライバシーにも注意をして、そして対策をして、1 人もそういうことで死んでほめだよということをやっているという話を聞いて、ここまでやれるのかという思いをしておりますから、やっぱり社会福祉協議会等に頼むんじゃなくて市がやるべきではないかと思っておりますので、その点について伺います。

それから、まちづくり交付金事業については、後の質問の方もおりますから、私も特別委員会に参加した経過ありますので、深くはしませんけれども、ただ、財政計画、総合発展計画の財政計画では、普通建設事業費として 20 年度は 19 億 8,000 万円、21 年度が 17 億 2,500 万円、21 年度は 30 億 3,800 万円、22 年度は 24 億 3,700 万円とこういうふうになっています。それぞれ公債費については、22 億 4,900 万円とか、22 億 1,200 万円、22 億 7,500 万円、22 億 3,600 万円というふうになっています。こういう計画に対して、今のこのまちづくり交付金事業で 45 億幾らの、いわゆる基幹事業が 8 事業、提案事業が 7 事業に対して 45 億円、こういうふうになっていますから、これでもこのいわゆる想定範囲内なのか、この点だけ 1 点お聞きしてみたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 図書司書の御質問でございますけれども、教育委員会として、昨年度の図書館の運営委員会において、にかほ市は1つの図書館「こびあ」と象潟、仁賀保の図書室の3つがあるわけですが、その連携強化を図ってほしいというような意見ももらってありました。それと小学校と同図書館との連携、そういうものをより一層深めてほしいというような意見をいただいております、そういうことも含めまして、いろいろなことをコーディネートする、できる人というものを配置したいという考えがありまして、採用したわけでありまして、正職員であれば一番よろしいのですが、今、教育委員会も定数はいっぱいですし、にかほ市自身が職員数の減少を図るといふような環境の中では、現実としてはなかなか難しい状況にもありますので、そういう関係で臨時職員という形で採用させていただいたものであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 先ほどの答弁の中で、児童館に対する考え方というのが漏れておりましたけれども、児童館の設置につきましては、今後の放課後子どもプラン、それらの中で教育委員会のほうと、緩やかに - 学童保育のほうと緩やかに連携していくということになっておりますので、今、黒川に1館あるわけですが、これには指導者も現在おりません。であるので、今の子どもプランとあわせながら必要性を検討してまいらなければならないと思っております。

それから、自殺の原因、あるいはその動機についての分析でございますけれども、県警のほうでプライバシー等の関係で、当地域の8人の原因・動機については公表できないというような回答を得ておりますので、我々のほうでは分析はいたしておりません。これは一過性のものかどうかかわからないので、減ったからといって安心はできないわけでありまして、さらにそのアンケート調査をもとにいたしまして、どのような方策でやればゼロになるのか、限りなくゼロにしたいということで頑張りたいと思っております。

それから、奄美大島の件ですが、あの報道内容を見ますと、その力の入れようといいますが、大変なもので、私も感心してその番組を拝見いたしました。にかほ市では、あのようなことはできないかもしれませんが、今後ある程度の専門知識を持った方を相談員としてお願いするなどの方策も考えられるのではないかと、今のところ思っているところです。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 入湖の潤団地については昭和49年、入道島団地は昭和50年と52年に建築しております。30年以上経過しておりますので、大分老朽化しておるといふようなことであります。

高齢者にとっては、やはり日常生活についていえば、なるべく近いほうがいいというわけですが、現存、例えば入湖の潤、入道島団地から見ても、松ヶ丘団地、それから立石団地にも店舗や医療機関、若干遠くなりますけれども、そんなに遠くないところにあるということでもあります。そしてまた、2階建てというふうなところで、居住性、それから安全性というふうなことでちょっと問題があるというふうなことで、現時点では、前々からのことでありますけれども、解体というふうなことではありましたが、今先ほど竹内議員が言われましたように、3棟あるものを2棟にかためてみるとかといった面については、ちょっと検討してみたいというふうな思

っているところであります。

住宅マスタープランとあわせまして、公営住宅ストック総合活用計画といったものも一緒につくらなきゃならないということになっておりますわけで、それまでの間に少し検討してみたいというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 現在の財政計画、議会の皆様を示しておりますけれども、その後、今御指摘のとおり、まちづくり交付金事業の事業費が確定してきております。それに基づいてその中期財政シミュレーションも見直しをかけているところでございます。その中においては、実質公債比率が18%ということで、前から示されておりますわけですが、その積算の内容も変わってきております。そういうことで、その実質公債比率の18%を超えないような形で、一部これまでの公債費の繰り上げ償還等々を計画しながら、今その作業に当たっているところでございます。今100%皆さんに公表できるところまでいっていませんけれども、現段階での積算の中においては、18%は超えない見通しということで御理解願いたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） では何点か。まず1つは、……

議長（竹内睦夫君） 時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

16番（竹内賢君） はい。1つは、図書館の問題についてですが、今、話し合われる、いわゆる討論されるのに、ぜひ検討していただきたいのは、1つは、今、1館2室です。これを分館制度というか、条例を改正して分館にする、2室を分館にする、そういう形に検討はできないのかどうかです。

それから、2つ目は、今、臨時職員、まあ妥協するわけではありませんけれども、できれば私はやっぱり正職員を1人きちんと配置をする、あるいは図書館には、館長は司書資格を持った館長がきちんといる、そしていろんなコーディネーターができるというようなことが必要だと思うんですけども、最低でも分館にした場合、2つのところにはきちんと司書資格を持った人を置く。したがって、1名1名というような、そんなけちなことじゃなくて、きちんとやっぱり2名を募集して配置すると、そういうことは検討できないのかどうか、1つであります。その件について。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 例えば、20年度から10年間の方向づけをしますにかほ市の図書館整備計画を組むということで準備しておりますが、その中で、委員の皆様からも同じような意見といいますか、出ておりますので、分館にした場合、これも県の図書館のほうにも相談はしておりますけれども、分館の方向がいろんな図書館サービスの面でもいいのではないかとというふうな御指導も得ておりますので、それをも含めて検討してまいりたいと思います。

それから、司書の配置ですが、現在、市の職員の中でも司書資格を持っている職員がおりますので、人事の交流の中でそういう司書も派遣できれば望ましい図書館像になるのではないかと、そういうふう考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 福祉部長の答弁の中で、児童館について、はてと思いました。というのは、必要性をこれから検討するという事なんですよ。総合発展計画の中にもちゃんと児童館の建設についてはやっぱりあるわけですよ。そして、今の行動計画の5ヵ年計画の中にも、21年度まで1館と、こういうふうにしてあるわけです。この市にですね、子供たちが育つそういうような児童館、遊ぶ場所、あるいはそれを指導する人がいてですね、そういうものが必要だと、これから検討するというそういうような姿勢なんではないでしょうか。これ1点だけお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） お答えいたします。

必要性というその表現が適当でなかったかどうかわかりませんが、必要だから計画にのせたのではないかという考え方もあるわけですが、国のほうで示している子供の居場所、あるいは子供の健全育成を考えますときに、今後学童保育クラブですか、放課後子どもプランですか、それらの状況もあわせながら考えていきたいということで御理解願えればありがたいと思います

【16 番（竹内賢君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後4時10分 散 会